

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

平成 3 0 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 3 号)

和 東 町 議 会

平成 3 0 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 3 月 2 6 日 (月)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 5 時 3 9 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	岡	田	泰	正	2 番	藤	井	清	隆	
3 番	村	山	一	彦	4 番	吉	田	哲	也	
5 番	井	上	武	津	男	6 番	岡	本	正	意
7 番	畑		武	志	8 番	竹	内	き	み	代
9 番	小	西		啓	1 0 番	岡	田			勇

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	犬石剛史
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	岡田博之
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	山本千代美

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	2番 藤井清隆 5番 岡田泰正

議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第 1号 平成30年度和東町一般会計予算
議案第 2号 平成30年度和東町湯船財産区特別会計予算
議案第 3号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計予算
議案第 4号 平成30年度和東町簡易水道事業特別会計予算
議案第 5号 平成30年度和東町下水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成30年度和東町介護保険特別会計予算
議案第 7号 平成30年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 8号 平成29年度和東町一般会計補正予算（第7号）
議案第 9号 平成29年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第10号 平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第21号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第22号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第23号 和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第24号 和東町道路線の変更について
- 日程第 9 議案第25号 和東スマートワークオフィスの使用料に関する条例の制定について
- 日程第10 発議第 1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

- 日程第 1 1 発議第 2 号 生活保護の削減に反対し充実を求める意見書
- 日程第 1 2 発議第 3 号 「過労死」を生まない社会の実現を求める意見書
(追加)
- 日程第 1 副議長辞職の件
- 日程第 2 副議長の選挙
- 日程第 3 議席の一部変更
- 日程第 4 議会運営委員の辞任の件
- 日程第 5 議会運営委員の選任について
- 日程第 6 相楽郡広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第 7 相楽東部広域連合議会議員の選挙
- 日程第 1 3 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、平成 3 0 年和東町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、1 番、岡田泰正議員、2 番、藤井清隆議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、平成 2 9 年度第 1 1 回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望される議員は、事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第 3、議案第 1 号から議案第 7 号まで、平成 3 0 年度和東町一般会計予算及び平成 3 0 年度和東町各特別会計予算、以上 7 件を一括議題といたします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、岡田泰正議員。

○予算特別委員長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

それでは、予算特別委員会審査報告を申し上げます。

3 月 8 日開会の平成 3 0 年第 1 回定例会に提案された議案第 1 号から議案第 7 号までの平成 3 0 年度和東町一般会計予算及び平成 3 0 年度和東町各特別会計予算の審査が予算特別委員会に付託されましたので、3 月 1 2 日と 1 3 日の 2 日間にわたり予算

特別委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては、初めに奥田副町長から、当初予算の概要と主要事項の説明を受けた後、各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けました。

平成30年度当初予算では、一般会計の予算総額が30億8,200万円であり、対前年度比で6,250万円、率にして2.1%の増額となっています。また、6特別会計の合計では19億6,835万円の予算となり、対前年度比で1億8,881万円、率にして8.8%の減額となっています。一般会計及び6特別会計の合計額は50億5,035万円で、前年度より1億2,631万円の減額予算規模で編成をされました。平成30年度においても、昨年度に引き続き、将来を見据えたまちづくりを住民と協働しながら、和東町第4次総合計画後期基本計画の六つのプログラムに沿った予算であるとの説明でした。

一般会計予算では、子育て支援対策として15歳までの医療費の無料化を18歳まで拡充され、また、子育て世帯の負担軽減を図るため、小・中学校の給食費並びに修学旅行費の無料化や教育環境の改善を図るため、小・中学校のトイレ改修工事も実施される。

住民生活の暮らしの安心・安全に向けた予算としては、災害時の避難場所でもある和東小学校に災害時用マンホールトイレ整備事業への着手や地域防災計画の見直し、そして、町民の生命・財産を担保し、拡充した防災マップの作成、釜塚地内に地下式防火水槽を設置、引き続き、社会資本整備事業計画として橋梁長寿命化修繕事業や町道の拡幅改良工事、道路舗装維持管理事業などが計上されている。

移住・定住対策として、空き家改修助成事業の拡充やスマートワーク・イン・レジデンス事業として体験交流センターでのサテライトオフィスの本格稼働、茶業リノベーション創造事業として茶文化の発信や新産業創出事業として和東茶を生かした新商品の開発なども計上されている。

交流人口の拡大に向けた予算では、修学旅行生の受け入れや「お茶の駅」構想を推

進するためインバウンド等の受け入れの拡大、観光案内看板の設置や地方創生推進交付金を活用したマウンテンバイク等のイベントにより観光客の増加を図るとしている。

特別会計に目を移すと、国民健康保険では30年4月から、国保広域化により財政運営は京都府に一元化されるが、国保税の賦課・徴収、資格管理、特定健診、人間ドックなどは引き続き町村が実施され、さらなる医療費の適正化に向け取り組まれる。

簡易水道事業では、平成29年度の施設の一元化整備も完了し、今後、経営戦略に基づき効率的な運営を実施されますが、予定されている料金改定とともに、人口減少による水道・下水道の今後の10年間の経営戦略についてなど課題も山積し、厳しい状況が見込まれる。

介護保険では、認定者の増加に伴い保険給付費も伸びている。

地域包括支援センターでは、介護サービスを充実させるため新たに専門職員を雇用され、利用者が安心して介護予防サービスを利用できる予算が盛り込まれています。

これに対し委員からは、下水道接続に係る水洗化補助や接続率、生ごみ・汚泥の処理方法、生活道路・通学路の安全対策における計画は、町内のカーブミラーや防犯カメラの設置状況や要望の状況について、防災に関する施策や地域防災計画見直しの内容は、路線バス運行維持補助金の増減の見通しとコミュニティバス導入の計画は、また、活性化センターへ委託する広域観光推進事業である修学旅行生の受け入れ、そして、移住・定住対策として受け入れ体制と交流人口増加への取り組みはどのように取り組まれるのか。

また、犬打峠トンネル開通を見据えたまちづくりの取り組みや今後制定予定の景観条例の規制内容等々、住民への説明はどのような計画を持っておられるのか、茶文化情報発信インバウンド観光事業委託料の積算根拠は、さらに、22年ぶりに取り組まれる町史編さんにかかる町長の思いなどを問われました。

その他、ふるさと納税起業支援プロジェクトについての検討は、30年度より再開される地籍調査の実施区域はどこになるのか、災害復旧工事の進捗状況は。東部クリ

ーンセンターの今後の状況を踏まえ、地元との協議は行われているのかどうか、国保一元化に伴う国保税引き下げの検討や保険者努力支援制度の取り組みは、また、人権ふれあいセンター費や居宅支援費、児童福祉総務費の前年度対比減額の内訳は。湯船地区にぎわいづくり事業の取り組み内容は、和東保育園の耐震の検討はどうか等々、行政全般にわたる施策や方針等に活発な質疑が交わされました。

詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が一般会計のほか国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の五つの会計に反対討論を、また、竹内委員が一般会計、井上委員が国民健康保険特別会計、吉田委員が下水道事業特別会計、藤井委員が介護保険特別会計、村山委員が後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の討論を行いました。

平成30年度一般会計予算ほか6特別会計予算の採決の結果は次のとおりです。

議案第1号 平成30年度和東町一般会計予算は、賛成者多数

議案第2号 平成30年度和東町湯船財産区特別会計予算は、賛成者全員

議案第3号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計予算は、賛成者多数

議案第4号 平成30年度和東町簡易水道事業特別会計予算は、賛成者全員

議案第5号 平成30年度和東町下水道事業特別会計予算は、賛成者多数

議案第6号 平成30年度和東町介護保険特別会計予算は、賛成者多数

議案第7号 平成30年度和東町後期高齢者医療特別会計予算は、賛成者多数

以上のとおり、本委員会は平成30年度和東町一般会計予算及び平成30年度和東町各特別会計予算6件を原案のとおり可決いたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

本案に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これ

より採決いたします。

議案第1号から議案第7号まで、平成30年度和東町一般会計予算及び平成30年度各特別会計予算の以上7件について、委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の7件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第1号から議案第7号まで、平成30年度和東町一般会計予算及び平成30年度各特別会計予算の以上7件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号 平成29年度和東町一般会計補正予算（第7号）、議案第9号 平成29年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第10号 平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上3件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第8号から議案第10号の提案理由を申し上げます。

議案第8号 平成29年度和東町一般会計補正予算（第7号）は、退職手続組合負担金、相楽東部広域連合負担金、すこやかエンジェル基金積立金並びに災害復旧事業費等の繰越明許費の設定等において

議案第9号 平成29年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、和東町国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止に伴う繰入金等において

議案第10号 平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定における居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費並びに高額介護サービス費等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

私からは、議案第8号のご説明を申し上げます。

議案書をよろしく願いいたします。

議案第8号

平成29年度和束町一般会計補正予算（第7号）

平成29年度和束町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,390万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成30年3月26日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページ、第1表の歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

10款地方交付税、15億8,337万3,000円、1,046万1,000円、1

5億9,383万4,000円。

14款国庫支出金、2億2,403万4,000円、32万5,000円、2億2,435万9,000円。

15款府支出金、2億2,675万1,000円、19万8,000円、2億2,694万9,000円。

16款財産収入、91万2,000円、4,000円、91万6,000円。

17款寄付金、27万3,000円、49万5,000円、76万8,000円。

18款繰入金、1億2,148万1,000円、減額の2,802万円、9,346万1,000円。

19款繰越金、6,957万9,000円、2,407万2,000円、9,365万1,000円。

歳入合計、32億5,636万8,000円、753万5,000円、32億6,390万3,000円。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費、6億1,186万1,000円、530万6,000円、6億1,716万7,000円。

3款民生費、7億1,167万4,000円、159万5,000円、7億1,326万9,000円。

4款衛生費、4億5,108万6,000円、215万5,000円、4億5,324万1,000円。

5款農林業費、1億5,306万7,000円、10万円、1億5,316万7,000円。

7款土木費、2億572万8,000円、減額の200万円、2億372万8,000円。

8款消防費、2億703万円、37万7,000円、2億740万7,000円。

1 2 款諸支出金、5,000円、2,000円、7,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次のページが第2表の繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、和東運動公園駐車場等周辺整備事業、1,795万2,000円。

5 款農林業費、2 項林業費、日本猿群生息状況調査等事業、450万。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道維持修繕事業、500万円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道拡幅改良事業（過疎対策）、3,650万円。

7 款土木費、3 項河川費、河川浚渫事業、600万円。

1 0 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、農地災害復旧事業、670万円。

1 0 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、2,420万円。

1 0 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、3,400万円。

1 0 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業、460万円。

以上でございます。

続きまして、資料No.8、予算に関する説明書でご説明申し上げます。

総括は省略させていただきまして、5 ページ、6 ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1 0 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、1,046万1,000円の補正でございます。

普通交付税を見込んでおります。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金で34万円でございます。

す。

1 節社会福祉費負担金で、障害者自立支援医療の国庫負担金でございます。

続きまして、1 5 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費府負担金で1 7 万円でございます。

1 節社会福祉費負担金で自立支援医療給付費の府負担金でございます。

1 7 款寄付金、1 項寄付金、3 目総務費寄付金、3 9 万5, 0 0 0 円。

1 節和東町ふるさと応援寄付金でございます。

同款、同項、5 目農林業費寄付金で1 0 万円。

2 節林業費寄付金でございます。これは野生鳥獣被害対策事業寄付金でございます。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、減額の2, 9 2 2 万円でございます。

次のページをお願いします。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金、5 7 目高齢者医療費つなぎ資金貸付金基金繰入金、1 2 0 万円でございます。

1 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で2, 4 0 7 万2, 0 0 0 円。

1 節前年度繰越金、純繰越金でございます。

次のページ以降が歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で4 9 1 万円の補正でございます。

主なものが、3 節職員手当等で4 8 3 万6, 0 0 0 円、これにつきましては、早期希望退職者に係る追加負担金でございます。

同款、同項、2 目企画費で3 9 万5, 0 0 0 円でございます。

2 5 節積立金ということで、ふるさと応援寄付金基金への積立金でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費1 2 4 万円の補正でございます。

主なものが1 3 節委託料で5 4 万円、障害者福祉サービス支給システムの改修委託料、それと、2 0 節扶助費で6 8 万円、自立支援医療の給付費でございます。

同款、同項、3目老人福祉費で減額の84万6,000円。

これにつきましては、28節繰出金で介護保険事業勘定への繰出金の減額でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で120万1,000円の補正でございます。

これは25節積立金ということで、すこやかエンジェル基金への積立金でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費で215万5,000円の補正でございます。

19節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合への負担金でございます。

次のページでございます。

5款農林業費、1項林業費、2目林業振興費で10万円でございます。

19節負担金補助及び交付金で有害鳥獣関係事業補助金でございます。

7款土木費、2項歳入道路橋りょう費、2目道路維持費で減額の200万円でございます。

13節委託料、測量設計業務委託料の減でございます。

同款、同項、3目道路新設改良費で100万円の減でございます。

同じく13節委託料で測量設計業務委託料の減額でございます。

7款土木費、3項河川費、1目河川総務費で100万円でございます。

15節工事請負費で100万円を計上しております。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費で37万7,000円の増額でございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。これは相楽中部消防組合への負担金でございます。

給与改定に伴う追加負担金となっております。

主な内容につきましては以上でございます。

特別会計につきましては、各所管課長からご説明申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

では、私のほうからは、議案第9号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第9号

平成29年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億698万9,000円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月26日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

9款繰入金、4,977万7,000円、72万円、5,049万7,000円。

歳入合計 8 億 6 2 6 万 9 , 0 0 0 円、 7 2 万円、 8 億 6 9 8 万 9 , 0 0 0 円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

こちらも款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

2 款保険給付費、 4 億 6 , 7 1 0 万 5 , 0 0 0 円、 7 2 万円、 4 億 6 , 7 8 2 万 5 , 0 0 0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 N o . 9 、 予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1 ページから 4 ページの総括は省略をさせていただきます、 5 ページ、 6 ページのまず歳入でございます。

9 款繰入金、 1 項基金繰入金、 2 目国民健康保険出産費貸付基金繰入金、補正前がゼロで、補正額として 7 2 万円。

1 節国民健康保険出産費基金繰入金でございます。

めくっていただきまして、 7 ページ、 8 ページの歳出でございます。

2 款保険給付費、 6 項出産育児諸費、 1 目出産育児一時金、 7 2 万円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金として 7 2 万円の予算でございます。補正でございます。今回の補正につきましては、さきの本会議におきましてご可決いただきました和東町国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止に伴い、積み立てていた基金を国民健康保険特別会計の事業勘定で基金繰入金として予算計上させていただいたものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

おはようございます。

続きまして、私のほうからは、議案第 1 0 号について説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第10号

平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ782万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,994万2,000円とする。

2 保険事業の歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月26日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読をもって説明いたします。

1 款保険料、1億1,781万8,000円、減額の161万円、1億1,620万8,000円。

3 款国庫支出金、1億4,832万7,000円、減額の163万7,000円、1億4,669万円。

4 款支払基金交付金、1億6,690万円、減額の223万1,000円、1億6,466万9,000円。

5 款府支出金、9,206万3,000円、減額の149万6,000円、9,056万7,000円。

7 款繰入金、9,015万円、減額の84万6,000円、8,930万4,000円。

歳入合計、6億2,776万2,000円、減額の782万円、6億1,994万2,

000円。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

歳入と同様、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款総務費、967万8,000円、15万円、982万8,000円。

2款保険給付費、5億7,879万9,000円、減額の798万円、5億7,081万9,000円。

4款地域支援事業費、3,051万9,000円、1万円、3,052万9,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書No.10により説明申し上げます。

1ページから4ページの総括につきましては省略させていただきたいと思っております。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額減額の161万円でございます。

これにつきましては、1節現年度分特別徴収保険料が155万4,000円の減額、2節現年度分普通徴収保険料が5万6,000円の減額ということで見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額につきましては減額の109万6,000円でございます。

1節現年分を見込んでおります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、減額の54万3,000円を見込んでおります。これにつきましては、現年度分の調整交付金でございます。

同じく、同款、同項、2目地域支援事業交付金、補正額につきましては2,000円でございます。

これについては1節現年度分で2,000円増額を見込んでおるところでございます。

す。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額、減額の 2 2 3 万 4, 0 0 0 円を見込んでおります。

これについては 1 節現年度分の介護給付費交付金の減額を見込んでおります。

同款、同項、2 目地域支援事業支援交付金、補正額 3, 0 0 0 円。

1 節現年度分で増額を見込んでおるところでございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、補正額は減額の 1 4 9 万 8, 0 0 0 でございます。

これについても 1 節現年度分で減額を見込んでおるところでございます。

5 款府支出金、2 項府補助金、1 目地域支援事業交付金、補正額 2, 0 0 0 円を見込んでおります。

これについても 1 節現年度分で増額を見込んでおるところでございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、減額の 9 9 万 8, 0 0 0 円を見込んでおります。

1 節の介護給付費繰入金で一般会計の繰入金の減額を見込んでおります。

同款、同項、2 目地域支援事業繰入金、補正額 2, 0 0 0 円を見込んでおります。

これにつきましても、1 節地域支援事業繰入金ということで、一般会計からの繰入金が増額でございます。

同款、同項、4 目その他一般会計繰入金、補正額 1 5 万円を見込んでおります。

1 節事務費等繰入金の増額をお願いしているところでございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目認定調査費等、補正額 1 5 万円を見込んでおります。

平成 2 9 年度の介護認定調査のほうでございますが、新規のほうがふえておりまし

て、その認定調査員の賃金として7節賃金で15万円を見込んでおるところでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、600万円の増額を見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金で600万円の増額を見込んでおります。

同款、同項、3目地域密着型介護サービス給付費、減額の480万円でございます。

19節負担金補助及び交付金で小規模のデイサービス事業に係ります減額480万円を見込んでおります。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、減額の1,000万円でございます。

19節負担金補助及び交付金で介護施設に係ります負担金のほうを1,000万円減額で見込んでおるところでございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額2万円でございます。

12節役務費で手数料の2万円の増額を見込んでおります。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額80万円を見込んでおります。

これについても、19節負担金補助及び交付金で80万円を見込んでおるところでございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページでございます。

4款地域支援事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額1万円でございます。

これにつきまして、総合事業に係ります国保連合会に払います支払手数料でございます。19節負担金補助及び交付金ということで1万円見込んでおるところでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、一般会計の9ページの衛生費の塵芥処理費にかかわってですけども、先日の予算委員会するときにも、いわゆるクリーンセンターの稼働期限が一応来年ということと迫っております。それで、いろいろそのときにも進めているという話がありましたけども、そうはいいまして、もう1年ということになりますとね、仮に民間に委託するにしても受け入れ先の問題もありますし、一定の期間を持って対応しなくちゃいけないと思うんですけども、大体、来年度のどのあたりで方向性というのは出るというふうに予定されているのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

まず、こういった施設については業者委託をしているものであります。当然、業者委託の選定の準備にかかっていかなければなりません。そうした段階において、1年後にですね、この協定書の切れという前提のもとに、これが地元の話を進めていかなければ、お願いに行かなければならないわけなんですけど、必ずしも3月31日以降の話がスムーズに行くとは限らないわけでありまして。

ただいま岡本議員が言われたように、1年余すところで順調に行くのかというところだと思います。そういったところになかなか話につかないという場合になれば、緊急避難として民間の施設にお願いしなきゃならない。こういったことについてはですね、当然、業者との話が前提になってくるものですから、入札かプロポーザルか、これをもう少し慎重に検討しなければなりませんけど、当然、前提となるのは、緊急避難措置のとれる業者ということをお前提として進めていかなければならないと、こういう

ことになる、そういう方向に進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

私が聞いてますのはね、いずれにしましても地元との話し合いがあるということもそうですし、その動向によってですね、緊急避難的にでも委託しなくちゃいけないと。いわゆるごみの行き場所がなくなってしまうということ、これは考えていただいていると思うんですけども、これから例えば5年とか10年とか先の話じゃなくて、あと1年ちょっとしかないという状況ではですね、例えば受け入れていただくにしても、あと1カ月ないんですけども、よろしいですかとかね、そういうわけにいかないと思うんですよ。それで大体、あと12カ月ほどの間でいつごろまでに一定こういう方向で行こうとかいうふうに判断される時期というのを聞いています。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これは今までから、まず地元区ですね、施設のある区とは話をさせていただいたんですが、新しく役員さんのかわる時点だと、こういうお話でもありました。

そういうことで、早速、この4月から区の役員さんがかわるわけでありまして、そういったタイミングを踏まえて話を進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

私が言うてることに答弁いただいてないと思うんですけどね、大体期限決まってるわけですよ、どうなるにしてもね。来年の今ぐらいの時期になれば協定も切れますし、一定の稼働期限というのは来るわけですから、それを例えば先ほど言ったように民間に仮に委託するという判断をするにしても、大体いつごろまでぐらいには判断しないと、相手先もあることですからね、いつでもどうぞというわけじゃないと思うんですよ。そういう意味で、大体いつごろまでに例えばどういうふうにするということをお判断するということをお考えおられるかということをお聞いているんです。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

最低6カ月は期間を設けてですね、最終進めていかなきゃならないというように思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それです、これはいろいろ地元との関係もありますから、どうなるということはいろいろあると思うんですけども、これは農村振興課長にお聞きしておきたいんですけどね、どこの民間になるかは知りませんが、仮に緊急避難的にどこか委託するというふうにもしなった場合にですね、現在の今のごみの収集のあり方ですね、いろいろ分別していただいたりとか、収集日も含めて今の収集体制というものは変更とかはないのかどうかですね、その辺は何か考えておられますか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今、相楽東部のほうで、ごみの関係につきましてはお願いしているというところがございます。担当課長会議に出ておりましても、町長のお話になったようなところがございます、その収集日の変更とかそういった部分については現在まだ考えが及んでおらんと。

今、町長が答弁されているようにですね、地元に入って今後の動きをどういうような形にされているかということで、担当課としても問い合わせはしておるんですけど、そのあたりは相楽東部の動きをお待ちしているというような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる今、指定袋を使って、プラスチックにしても生ごみにしても収集してますし、週何回とか、今のカレンダーがあると思うんですけども、それは基本的には今の東部クリーンセンターを使うという前提でいわゆる組まれてるカレンダーやと思うんですよね。それを例えば違うところに委託するといった場合に、じゃあ、同じカレンダーでやっていただけるのかどうかとかいうのはやはりなかなかわからない面もあると思うんですけども、その辺も含めてね、何か決まってからどうなるということでもなくて、一定、それは並行してですね、担当課も含めて検討いただく必要があると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回問題になりますのは、生ごみの焼却の分がですね、焼却施設で焼却しているという方法がとれなくなるわけでありまして。この焼却部分が緊急避難措置と、いわゆる

民間委託に変わるわけでありまして。だから、今までの収集形態、また今お尋ねいただいておりますごみ袋と、そういう方向については変わるものではないというふうに認識しております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

確認だけしておきたいんですけど、例えば、焼却部分がいわゆる緊急避難になるという話がありましたけどもね、じゃあ、ほかの例えばそうじゃない部分ですね、燃やさない部分とか粗大ごみもそうですけども、そういった部分について、今、クリーンセンターのほうで破碎したりとか、保管したりとかしてますよね、そういったことは引き続きあそこでやるということですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、お尋ねありましたように、破碎装置を持っているわけでありまして。ごみの素材についてはいろいろ破碎をしなければならぬ。分別しなければならぬことをやっております。そして、燃やせるものは燃やすということで、そうでないものについては埋め立て処理を今までからやっているところであります。

この埋め立て処理については今までどおりやっていくわけでありまして、そして焼却が残るわけでありまして。これについての手法が少し変わる可能性があるということでもあります。そういったところに、今、言われましたように、ほかの方法については何ら今までから埋め立て処理をしております。また、売却というんですか、そういうこともやっておりますので、それについての分別収集についてはこれからも徹底していただきたいと、このように思っています。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆるクリーンセンターの使用期限といった場合に地元との関係で、例えば、20年というね、それは単にあそこを焼却施設として使わないという協定なのか、それともあそこ自身を閉めるというほかの機能も含めて、焼却以外の部分で使っている分がありますよね。そういう部分も含めて仮に終わるのであれば廃炉ということになるのかですね、そこは今どっちなのかなと思ったんですよね。だから、そこは地元との関係で、20年たったら焼却施設はとめますけど、ほかは使いますよという約束なのか、それとも全てにおいてあそこはもう閉めますという、そういう協定なのか、その辺はいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

建設当時ですね、非常に住民の方が心配されましたのは、焼却から生じるダイオキシン問題でありました。そして、周囲の茶畑もあります。当然、住民の生活がこのことによって進めてきたわけなんですけど、これについて協定の中の私はその前提に立っていると思っております。

あそこの施設の耐用年数というのは20年で終わるものではありませんし、補助適化法もありましたり、いろいろ20年間に限って財産取得というのは費用対効果の問題もあります。そうしたことは当初から想定しているものではありませんし、そういった前提に立った協定にないというふうに考えております。

今、岡本議員が言われましたように、住民がそのように理解しているかというところになれば確認をいただくと。当然、財産取得、そして施設については補助金、補助

金の適化法もありますが、法律に基づいた施設であるという前提に立って協定を結んでいるところでもあります。そういうことをご理解ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

質疑の途中ですが、ただいまから10時40分まで休憩します。

休憩（午前10時25分～午前10時40分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

それでは、繰越明許費の土木費ですね、町道拡幅改良工事（過疎対策）で3,650万円上げていただいております。これが繰越明許費となっているんですけども、その金額が1路線なのか、明細があるのか、その辺のところをご答弁いただきたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

基本的には山口線がメインになります。山口線と童仙房線で繰り越しする分のお金であります。

○議長（岡田 勇君）

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

今の町道山口線の改良工事で、今、工事していただいているわけなんですけれども、工事期間ということで3月16日という期間の看板が上がっております。しかしながら、現状を見ますと、まだ工事が進捗状況がそこまでもいってないというふうな状況

でございますので、今後、これが明許費として上がった場合、期間として何月ぐらいまでを想定した行程表をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

ただいまの質問でございますけども、当初の発注の時期につきましては、システムの関係もありまして、明許繰越で発注ができておりません。その関係で、年度内完成ということで発注を出しております。それが3月16日でございます。

今回変更を予定しておりますのは、工事の工程等も含めまして、6月を予定しております。5月末までに何とか現場を上げるようにということで工程を再編させまして、その工程で今、工事を進めておる状況でございます。

○議長（岡田 勇君）

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

区のほうではですね、やはり行政区は同じなんですけども、3月31日に旧役員が退任されます。4月から新しい区長さんが選任される。これを確認させていただきましたら、前任区長さんについても、どこまで、いつまでということ把握しておらない。また、新しい区長さんについてもどうなのかという、それも把握しておらない。要は、期間が延びることによって、あの周辺道路は茶畑がたくさんございます。6月となるとお茶の繁忙期に入って通行どめをされるとですね、農家の方の車両通行等に非常に大きな影響を与えると、そういうことが想定されますのでね、速やかにその工程の期間ですね、どのような運行を遵守されようとしているのか、その辺についての考え方をご答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今のご質問でございます。実のところ内々では区長さん、代理区長さんのほうには内々ではお話ししております。ただ、きょうのご承認をいただかない限り繰越明許費が確定しませんので、きょうの議会で承認いただいた後、正式にお伝えするというこ
とで、実は昨日も30年度の区長さんとお話をさせていただいていまして、工程につ
きましては、現状、工事をそのまま続行させていただきます。ただ、路線の両側に茶
畑がございます。この茶畑については刈り取りのときには入っていただけるような対
応をさせていただくと。

ただ、1点だけお願いをしたいのは、この工事につきましては、今、ご指摘のと
おり6月の初旬までかかるというような工程になっております。通り抜け、要は通行で
すね、通行については回り道を若干していただくということでご理解を願いたいとい
うことで、4月8日に初区の寄り合いをするということでしたので、それに合わせて
正式な文書をお渡ししますということでご理解を願っております。

○議長（岡田 勇君）

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

はい、わかりました。

行政のほうも区のほうの新役員さんと密接な連絡をとっていただいて、住民の方が
その道路を使用される当たり十分ご理解いただけるような文書でもってですね、速や
かな対応をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

それから、次に、総務費の駐車場のことについてお伺ひしたいと思
います。

運動公園駐車場周辺整備事業、今、どういった状態になっておって、今後どのよ
うな形で工事を進めようとされているのか、その辺についてご答弁をお願いしたいと思
います。

います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この件につきましては、今、実際見ていただいている状況でございます。周辺等です、当初、設計の中で考えておりましたのは、土を押しつけて平たくすればそれで使っていけるのかというような形で計画をしておりましたが、やはり排水の問題であったりとか、あと、去年の茶源郷まつりのほうで駐車場として完成させなきゃならないというところがございますので、暫定的に応急的な工事をさせていただいたところでございます。そういったときにもやはり排水性の問題とか出てきましたので、今、設計がもう上がっておりますので、その分につきまして工事的には今の時期では無理ですので、繰り越しさせていただいて、その周辺等の整備も含めながら工事をしたいということでの繰り越しということをお願いしたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

1 番、岡田議員。

○1 番（岡田泰正君）

今、現状が幾分か見えてまいりました。1面と、段がついて2面あるというふうな状態になってまして、それは当初予定されていた面積と若干少ないように思うのだけど、その辺はどういう計画になって、そういうことになっているのか説明いただきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今ほどお答えさせていただきましたように、土を押して何とか形ができるかなというふうなところで考えてはおったんですが、やはり田んぼの跡ということで軟弱土、それから上部につきましてもかなり土を何とか処分したような形の中で使いたいなどというようなところもございました。実際に土質も悪いというところもありますので、改良しなければならない。

今、言いましたように排水性のところも悪いところがございますので、確かにおっしゃったように1段、下だけでございます。今回、計画の中では段切りにはなるんですけども、ズバツと押せませんので、段切りにはなるんですが、2段構成の形の中で、上のところも現地かなり軟弱出ておりますので、そのあたりも整備しながら、今おっしゃったように半分ぐらいしか整備できてませんので、そのあたりも含めながら、今後、工事を進めたいというような方向でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

わかりました。

一応、計画性を持って工事は進めていただいているわけなんですけども、若干、工事がおくれてきて、また、お金もかさんでくるように思います。排水等々いろんな形が出てくる。また、舗装の問題もあると思いますので、その点、また工事変更等々ありましたら速やかに議会のほうにも提案していただいて、お願いしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

済みません、先ほどの関係なんですけどね、大変基本的な話ですけども、重要な話

だと思っているんですね。やはり施設の廃止であるとか、そういったものというのは、焼却施設だけ廃止して、とめてね、ほかは残ってますなんていうことは余り世間では聞いたことがないこともありますし、その辺、地元との関係でずれがないようにしないと、行政の思い込みで焼却だけやと。それで、有害物質さえ出さんへんかったらそれでいいんでしょうみたいなことで思ってましたみたいなことしても、向こうは、そんなもうやめるんやったらもうやめやというずれがもしあれば大変ややこしい話になってきますのでね、そこはしっかりと文書も確認していただいて、地元もこれからは入れられるのであればね、そこも含めて、ずれがないような協議をぜひしていただきたいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

あその施設は本当に焼却場センターということで、焼却機能を持たせております。それにはいわゆる中間処理施設、そして砕く施設ですね、いろんなそういう全て焼却施設と、この三つの施設を持っているわけです。一時、中間処理施設がですね、ご案内のとおり擁壁の問題がありますから、これは民間のほうへ委託してきていると、こういう状況で今、進めております。

そうしたことが、質問にはなかったんですけど、これ、やらなきゃならんことがやれないことについては、今、いろいろと損害の訴訟を起こしておりますが、その積算基礎になり、過日も延びたことによるいわゆる訴訟の提起をさせていただいたと、追加させていただいたというところであります。

そういう意味で、センター機能と焼却施設と、この辺のところが一致になっているような誤解を与えたいと思いますので、今、岡本議員が言われたように、何と云っても住民との相互の理解が必要だと思っておりますので、そういった前提に立ってこの4月から、早々、新しい区長さんとも、役員さんともお話を進めてまいりたいと。これ

はほかの区とも一緒なんですけども、進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこは本当に大事な点だと思いますので、行政として、ただの思い込みということじゃなくて、しっかり丁寧に協議いただいてですね、あの協定自身がどういう中身であるかということを確認していただきたいと思いますので、そこはぜひお願いしたいというふうに思います。

次にですね、同じ9ページ、文書広報費に関連してですけども、とりわけ町のホームページの関係です。

今回、いわゆる子育て支援の関係とか医療費の問題であるとか、これは教育委員会の関係もありますけども、一定の大きな判断をいただいて、給食費の無償化等をしていただくことになりました。こういったことはまちづくりにとってもいろいろ移住を促進するという意味でも大変大事な点ですけども、ただ、これまでもそういった情報がホームページなどを通じて十分発信できてなかったんじゃないかと思うんですね。かなり事務的なことしか書いてなくて、やはり以前も要望したこともあるんですけども、もう少しそういった子育てなら子育てのことで一目で、こういうことをやっているのかとかいうことでわかるようなホームページ上のあり方ですね、そういったものがやはり必要じゃないかというふうに思うんですけども、今回そういったある意味思い切ったこともしていただくという状況であればですね、ホームページ等のそういった部分での改善とかね、近隣でも精華町であるとかというところでもそれなりにそういう特別なサイトも設けられておりますけども、今後そういった意味での改善等は考えておられるかどうかですね、お願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

ホームページの充実というご質問でございますけれども、竹内議員の一般質問でもお答えをさせていただいたところでございます。

本町のホームページにつきましては、スマホ対応ができていないということでございます。現状を見ますと、やはり家庭のパソコンよりスマホでホームページを閲覧していただくという機会のほうが多いということでございまして、スマホ対応に改善の必要性を感じておるところでございます。

そういったものも含めまして、一定、さまざまな改善を努めていかなければならないということでございます。国のほうからも、一定、公共サイトの運用ガイドラインということで定められておりまして、障害者の差別解消法の施行に伴いまして、障害者にも対応したホームページをつくっていかなければならないというのは国も求めておるところでございます。そういった時期にも来ておるところでございますので、一定、改善の検討を進めていかなければならないと思っておるところでございます。

ただ、現在のホームページにおきましても、子育て支援という形で一定のサイトを設けておりまして、そこをクリックしていただきましたら、集約された情報が流れるというところではございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、更新なり詳細な進め等が掲載されていないというのも現実であるという認識を持っておるところでございますので、さまざまなご意見等を踏まえながら、住民の方々により役立つホームページに改善していかなければならないという認識を持っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

ぜひ、スマホ対応も含めてですけども、内容が大変大事だと思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あわせて、これは福祉課のほうで数年前からガイドブック的なものを発行いただいて、母子手帳とかの交付時に渡していただいたりとかしていると思うんですけども、そういった部分での今後の改定についてはどうでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員からも質問ございましたように、やはり和東町の子育て支援として今年度新たに給食費、また修学旅行の無償化並びに18歳までの医療費の実質無償化ということで予算を承認いただいております。やはりこれに合わせて変更するべきだと考えておりますので、6月等の補正の際には上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

よろしくお願ひしたいと思います。

それと次に、11ページの土木費の関係なんですけども、これは建設課長にお聞きしたいんですが、この間、京都府の事業も含めまして、いわゆるやましろ茶いくるラインというのが引かれたというか、破線のそういったものが道路上にありまして、引かれています。確認なんですけども、あれは現状で一応完成なのかいというところですね。

それと、もう一つお聞きしたいのはですね、これは改めての話ですけども、あれは

一体何のためにああいうことをされたのか、説明だけお願いできます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

茶いくるラインにつきましては、山城12町村で整備をしているものです。現在のところ、和東町、宇治田原町、精華町、京田辺市の四つの自治体と京都府ということで、最終的にはネットワークで引っ張っていきますので、南山城村、笠置町も含まれてくると思います。

和東町については現時点では石寺高橋から和東町白栖、この後、議案提案させていただきますけど、白栖公民館のここまでが1路線、それともう一つは湯船朝宮線、清水橋から県境までということで考えております。

この後、京都府のほうで和東井手線の計画が若干あるかと思っております。あわせて主要地方道宇治木屋線、それから三国林道あたりが今後候補に上がってくると思いますけども、時期的な問題については私どもも掌握しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

それと、そもそも茶いくるラインは何ぞやという話なんですけども、自転車の走行がかなりふえてます。その関係でドライバーとそれから自転車のサイクリストに合わせて認識をしていただくと。道路の端側を走ってほしいということを確認していただくということも含めてラインを引かせてもらっております。それと、できる限り茶いくるラインを使用させていただいてサイクリングを楽しんでいただくということを目的にガイド案内として引かせていただいたものでございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

あれが引き始められたときに、結構、住民の方からもね、あれは一体何なのかという
ことをよく問い合わせもあったんですけども、多分そうかなと私は思っていますけど
も、ただ、この話が1年ほど前に出てときに、やはり今も住民の方からよく出るのは、
自転車の方が来られるのは、それ自身はいいことといたしますかね、来ていただいて結
構なんだけども、交通安全上、大変危険なことが多いということで、その辺、何とか
マナーも含めてしてほしいということで声がよくあったと思うんです。そういう上で
やはり安全確保というかね、また安全の啓発ということも含めてどうにかならないの
かということの中の話の中でこういったものが今後整備されるのでということで話が
あったと思います。

しかし、あれができて、どんだけそれでそういったものに応えるものになったのか
ということは、私、疑問があるんですよ。単にあれは誘導するだけの話であって、
交通安全上の危険を取り除くことにはならないと思うんですよ。実際あれを引いて
も、じゃあ、それより車道へ入ってこないかというたらそうじゃありませんし、ずっ
と中を走ってるかいうたらそうじゃないと。実際、それで何か安全運転しているのか
というたらそうでもない。

逆に、高橋から白栖のほうにね、町のほうで整備されたところでいえば、住宅の中
にどんどん入ってくると、集落内に。やっぱり府道は府道の危険もあるけども、集落
内の生活の空間の中でのそういったものがダーッと集団で入ってくるようになれば、
それはそれで違った意味での危険も出てくると。これから特にお茶の時期もあって、
頻繁にそういった車両の交通も多くなっていくという中ではですね、あの茶いくるラ
イン自身がそういった意味での役目というものを果たしているのかどうかという点で、
せっかく引いていただいたのはそれはそれでいいのかもしれないですけど、役目を果
たしてないんじゃないかと思うんですよ、笑ってはりますけどね。実際、住民の皆
さんの声からすればね、本当にそういう声があるんですよ。あんな引くんやったら
ね、この辺もうちょっと横断歩道引いてくれへんかとかね、それで何か大きく変わっ

たのかというとは何も変わってないという話を聞くわけでね、何のためにあれをやったんですかと初めに聞いたわけですよ。

課長としてね、例えば、あれを引いたことによって、前に言ってました交通安全上の危険が取り除かれて、住民から上がっていたそういった声に対して応えられていますというふうに引いた上で思っておられるんですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

決してこれだけで効果が上がるとは考えておりません。合わせまして、京都府サイクル自転車協会とか、いろんなところに対しての啓蒙啓発活動も行っておりますし、あわせて、専用道路の整備も京都府等にもお願いもしております。

近年でいいますと、奈良の明日香村から京都の嵐山の間には自転車ロードをこういう形で設定しようというような動きがあったりとか、あとはサイクリストに対してモラルの啓発等も含めての中での一つの整備と考えております。ハード面の整備として茶いくるラインを設定したというのも現実ですし、不作法に走り回らず、できるだけ茶いくるラインのところを走ってほしいと。そうすることによって、ここは自転車が走る道だということを車を運転するドライバーにも認識していただくということで相乗効果を狙ったものでございます。一定の一つのものだけで効果が上がったのかというご質問でございますけども、なかなかそこは含めて考えていかないと難しいというのは私も認識しております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこはまた引き終わったところでね、これからいろんな状況が出てくると思いますの

で、京都府の一応事業として基本的にはやっていただいているというふうに思いますけども、ぜひ、その辺、京都府にもですね、あれを引いて終わり。あとは町でやっというということじゃなくて、やっぱりちゃんとした形で、一番心配するのは交通安全上の事故とか、そういったものが起こったときにどうなのかということですので、せっかく来ていただいている方にね、そういう意味では嫌な思いをされても大変かわいそうな面もありますし、そういう点ではぜひしっかりその辺、本来の役割というものをちゃんと果たせるように京都府とも協議して改善いただきたいというふうに思います。

それとですね、あとは湯船の前に府道の五の瀬のほうから広いバイパスができて、今、真っすぐJAのほうを歩いていったところを通り抜けずに真っすぐに行けるようになって、一定期間たちましたけども、住民の方からお聞きするのは、あそこは大変見通しがよくなった面があって、大変スピードを上げて通られる車が多いということなんです。特にあそこの直後というか直前のところに中村のバス停もあると思うんですけども、あそこあたりは小学生などの通学バスなども来たりとか、もちろん奈良交通のバスとかということもあると思うんですけども、そこを渡って子供の横断とかね、また、高齢者の方も多いですから、横断されることが多いと。そういう中で、大変危ない目に遭ったこともあるということで、何とかその辺のドライバーに対する安全喚起もそうですし、バス停の近くに一定そういう横断歩道等の設置も含めて要望いただけないかというような声もあるようなんですけども、その辺は建設課長としてどうですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今の件ですけども、昨年12月に現地を確認しております。横断歩道の引けるところについては横断歩道を引くということで何か所か、また、速度を落とせというよう

なものとか、通学路という路面表示をしたところもございます。

ただ、今、記憶だけの話で申しわけないですけども、和東川の右岸側ですね、渡った側のところにたまりがないんで、たまりをつくらんと横断歩道が引けないということで、京都府と和東町と木津署の立ち会いの中でそういう話がたしかあったような記憶をしております。道路自身が京都府の管理の道路になりますので、今後改めて京都府のほうにも要望しつつ、できる限りの対応ができるように努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ、それも含めてよろしく願いしたいと思います。道路がよくなることそのものはいいと思うんですけども、それによって車の危険というのもふえてきますので、それも含めてぜひお願いしたいと思います。

それとですね、国保の関係なんですけども、今回、国保の制度が変わるということで、4月からの分で保険証のほうを各世帯に郵送でしていただいているとは思いますが、これはいわゆるこの間、短期証明書であるとかいうことで一定の制限をつけて発行されていた部分も何人かおられたと思うんですけども、それも含めてですね、また実際、保険証自身をお持ちでない方もとりに来られてないことも含めてですけども、存在されると思うんですけども、そういった方も含めて、一応、今回の新しい保険証については送付いただいたということでよろしいでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

保険証につきましては、滞納のないところについては簡易書留で送っております。

それから、滞納があつてということなのですが、今、手元に資料がございませんので、はっきりは申し上げられないんですが、一部送っている方、滞納があるけれども、保険証を送っているという方はございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこは大事な問題だと思うんですね。やはり保険証がないと診療自身が受けられないとか、大きな制限を受けるわけですので、そこはぜひちゃんと全ての世帯に新しい国民健康保険証が届いているかどうかというのを確認をしていただいて、確実に送付いただきたいというように思うんです。

それでですね、やはりいろいろと滞納等の関係で正規の保険証を渡さずに期限つきのものを渡すなどして対応されている部分も若干残っているとは思うんですけどもね、そこはやはり全て一掃していただきたいと思うんですね。やはり医療を受けるというのは国民の権利であり、命にかかわることですから、いろんな滞納の対応は対応としていただきつつも、懲罰的にですね、これ払わへんかったらこれあげませんということでは私は国保じゃないと思うんです。社会保障という制度の一環ですからね、やはりお金と引きかえに渡すもんでもないですから、その対応は対応としていただきつつですね、健康保険証自身は皆保険を全ての方がちゃんと享受できる上での最低限のものでありますから、それはやはり確実に全ての方に届くようにしていただきたいと思うんですけども、そこはもう一度確認だけしておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

短期証等の取り扱いにつきましては、従前どおりという方針を持っております。と
いますのは、やはり国民健康保険は被保険者の納める保険税で運営されております。
そういった観点から、取り扱いについては従前どおりというふうに思っております。

○議長（岡田 勇君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

農林業の日本猿の生息状況、450万円、これはどういうふうになっているのか聞
かせてくれますか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この450万円につきましては、サルの動向調査ということで予算化させていただ
いたところでございます。

その動きについて、昨年ですね、8月ごろからサルの出没がなくなりまして、どう
いった状況であるかということで専門業者のほうと話をさせていただいておりました。
その中で、専門業者も遠方から来るということでございまして、サルが出ていないと
ころでなかなか調査もしにくいというようなところで打ち合わせをさせていただ
いておまして、昨年9月に追い払いという形の中でアルバイトさんをお願いいたしま
して、そのあたりも含めながら11月からその調査というような形と追い払いとい
う形を含めながらアルバイトを雇用させていただいておるんですけども、その中でア
ルバイトさんとプラス猟友会のほうからもご協力いただいて、サルが生息調査をして
いく中で、出てくると駆除ということで、銃を使える場所で撃っていただいたりして
おりました。

そうなってきましたですね、うちといたしましても調査をする方向でやっている部

分だったんですけども、どんどんと撃っていただけたところでサルが警戒いたしまして、そういった形で来ていただくことによってサルが逃げてしまうというようなことで、生息調査という形で入ろうとしていたんですけども、サル自身がすぐ逃げてしまうというような状態でございます。

この生息調査の中には麻醉銃を使って駆除するという部分も考えながらやっていたんですけども、なかなか出てこない。12月、ぼつぼつは出てたんですけども、出てこないということで、ようやく1月ごろにサルが団体の中で山からおりてき出したんですけども、今、言いましたように、駆除もしていただいておりますので、アルバイトの方ですね、猟友会の方なんですけども、その姿を見ると逃げるというような形になってきましてですね、なかなか調査の当初思っていたようなところができなくなりまして、麻醉駆除もできないということで、業者とどれをまとめて契約するか、どういう形の手法で何をやっていくかというところが見えなくなってきたところがございます。

とりあえず、今の状況の中では位置情報、やはりこういった形でサルが動いているかわかりませんので、位置情報を確認するための発信器、それから今、銃でかなりやっていたいて、銃で人が近づくとということに対しましてはかなり警戒心を持ってきたようでございますし、そういう方向も聞いておりますので、現在設置しております大型おりを一つ置いているんですけども、もう一つおりを置きながら、銃を使わない形の中の大量捕獲というようなところを、今、模索しとるというところがございます。今回、サルの動き、人間でございませぬので、どういう形で動くのかなかなかわかりませんので、今の中ではそういった形で繰り越しをさせていただいた中で事業を進めたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

そしたら、業者に委託してやるということはちょっと後退したということですね。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

調査業務といたしましては、大きく450万円の予算の中で業者に委託するのではなくて、やはりサルに発信器をつけるにすることは麻酔等が必要でございます。ですから、そういった器具を使える人間、そういう形でしなきゃならんということでございますので、その業者。

それから、今、言いましたように、大量捕獲をするためのおりの設置、また、今、「丸見え君」というような形でおりの入り口をセンサーで感知して、また、カメラでその状況を送ってくるという装置を設置しております。それをもう1器つけるということの委託としてのおりの設置の業務とそれから発信器をつける業務ですね、そのあたりは業者のほうに委託していきたいというふうに考えております。ですから、450万円につきましては委託費という形の中で執行していきますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

私と話がかみ合わへんのやけどな。ということは、業者に委託して、これだけのお金を使ってサルを調査して駆除をやっていくということでしょう。最終的には猟友会にお願いして鉄砲持ってきてもうたほうが効果が上がったということ言うてるねやろ、早く言ったら。猟友会のほうに頼んで鉄砲持ってきてもらって、サルを駆除してもらって、そのほうが効果が上がってるということ言うてるねやろ。実際はそうなんです。

そしたら遡りますよ。遡ったら、1,000万円はどうなってるねんて、こうなる

よ。最初、1,000万円、サルの駆除でやったん違うの。それはどのぐらいの効果があつたん。費用対効果言うてもらおうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

前の1,000万円の分につきましては、たしか600何ぼまで減額。当初800幾らで契約されてた分が、契約上、100匹ぐらいとるといような形の契約になっていたかと思います。それにつきまして実際効果が得られなかったということで、私、数字を持ってないんですけど、最終的に43匹の捕獲、それから、今、言いましたように、神戸のほうから出向いておりましたので、そういったところの交通費であったり人件費であったりということで、あと、発信器を一つつけさせていただいた部分で、600いかほどまで減額させていただいて、最終的に40何匹という形で事業を終わらせていただいていると。委託は終わらせていただいているという状況でございます。

○議長（岡田 勇君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

そしたら、今、アルバイトで来てくれた人、合計10分の1や。10分の1でサルを何匹とれてますか、今、大体の報告は。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

私、実際の数字、20何匹かというふうに記憶しております。実際、毎日出勤して

いただいておりますので、やはり神戸から出てきてサルを見つけて撃っていただくよりも、回っていただいた中で、サルが出たというふうな通報がありましたら、そちらのアルバイトのほうにも連絡させていただいて、急行していただいて、撃てるところで撃っていただくということで非常に効率的には動いていただいているというふうに思います。

ですから、今、言いましたように、業者に委託して遠いところから遠方でそういった形でだらだらという言い方はおかしいんですけども、やはり人は委託ですので、お金は使っておりますので、当然、人が動けば、今、言ったアルバイトさんのように、1日何ぼという形ではなくて、出てきてとれる実績もありますけど、空という形の中の日もやはりそれは見ていかなあきませんので、ですから、おっしゃいますように、地元に来て毎日出ていただいて、通報があつてそれを撃っていただくというのはかなり効率的にはよいというふうには思っております。

○議長（岡田 勇君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

今ね、11月1日からきのう現在まで34匹。10分の1の金額でそれぐらいできるねん。最小の出費で最大の効果や。もっといろんなとこに相談せなあかん。わけわからんとお金ばかり使っても何もならへん。その道にはその道の人たくさん要らんの。私、猟友会の会員やからそんなことを水引いて言うてるの違いますよ。大事な税金やから言うてるんですよ。それを間違わんといてくださいよ。そういうことですので、町長、考えてください。

これで終わります。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

少しだけなんですけども、建設課長にお聞きしたいんですけども、先日、予算のときでも少し出てたと思うんですが、いわゆる今、白栖区内で通行どめになっているところの災害復旧の関係で、今、通行どめになっているところの箇所があると思うんですけども、あれ自身の復旧の期日というか、めどというのは一体どれぐらいのことで京都府は考えているのか、もし、ご存じだったらお聞きしたいなというふうに思っているんですけど、その辺、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の件をお答えします。

災害復旧につきましては、白栖、中谷、路線については和東井手線ということでお願いしときます。

入札につきましては、3月9日に実施されまして、業者が決まっております。先日、それについての下協議はさせていただいております。その関係でいいますと、一応、工事についてはお茶の繁忙期、特に5月の初旬か5月の中ごろの間は通行可にしてほしいということで話はしております。

この形で工事を発注すると、工事の期間につきましては180日という予定をしておりますので、その前後で仮設をやって、その後に本工事をやるということで、多分、6月の半ばぐらいに集中的に工事が入るかなというように私のほうでは認識しております。

詳細につきましては業者との調整ができ次第、また京都府との調整が入ることになっておりますので、先日行いました内容につきましては京都府との間の見解でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いろいろとこれからお茶の時期もあって、そういった工事に入れる時期も限られてくるとは思うんですけども、ただ、やはり台風の被害で一定崩れたということでありますと、今度、梅雨の時期とかにもかかわってきまして、さらに二次災害的なことも心配されてる旨もありますので、その辺はぜひ早急に復旧できるように京都府とも協議いただきたい。

もう1点は、いわゆる今、抜け道として、以前の白栖奥畑線の白栖バス停のところから分かれる道から抜けてくださいということで誘導いただいているんですけども、それはそれで結構なんですけども、ただ、やはり今、通行どめにはなってますけども、一定、少しあそこを上がったところから下の集落に抜けていく下っていく道がありますよね。そこからまた上がっていくとあるんですけども、結構、そこら辺を抜け道にしてですね、地元というよりも、そういうことをよく知っておられる方がおられるんかもしれませんけども、大きな車も含めて通行して、道路自身の破損といいますか、傷みにもつながっているという声も出ておりますので、もう一度、また確認していただいて、その辺の抜け道の徹底と安全対策のほうをお願いしたいと思うんですが、その辺だけお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

私も地元ですので、いろんな声を聞いております。確かに下の道については通行量がふえたということで苦情も出ております。

確かに路肩が弱いところもありますので、今後、工事が完了し次第、区長さんとも相談しながら、直せる部分については直していきたいと思っておりますので、その辺

については地元のご理解を得たいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

今回、繰越明許費が1億3,945万2,000円、その中で先ほど岡田議員から、小西議員から質問がありましたことについては確認できましたので、省きたいと思えます。

建設事業課長、町道維持修繕事業で500万円の繰越明許費、それと、河川浚渫で600万円、残りについては、これは災害復旧ですから査定があって、工事にかかったんがこれらというところもあるから、これはそれでわかるんです。それについて、この2点についてひとつ説明をいただきたいと、このように思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

この2点につきましても同じような内容ではございます。これはうちの補助事業の関係でおくれている部分でございます。道路につきましては、水道の木屋地内の工事とのぶつかりがありましたので、今現在、真っ最中で工事をやっているところでございます。

それと、河川につきましては、門前地内でございます。これにつきましてもあわせて門前橋の落橋との兼ね合いを持って考えております。

これにつきましては、門前橋がもう1脚、橋脚が残っております。この落橋とあわせて浚渫工事を行いたいということで、小瀬川の浚渫になっておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

これはこれでわかりました。

それでは、次、一般会計の中で河川総務費工事請負費100万円、これは小瀬川と違いますね。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

これにつきましては、小瀬川の測量が終わった段階で浚渫が思った以上にありましたので、これに増額100万円をお願いしたものでございます。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

ということは、この繰越明許費の中のやつと別ですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

これについては繰越明許費の中の部分に足し上げる分でございます。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

先ほどは門前地内、小瀬川いうたら原山のところですね。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。

これにつきましては、門前橋の直上流の原山勝手のほうになりますので、和東川より右岸側になります。門前橋はその下流にかかっている右岸側の橋脚が1本残っていますので、その工事とあわせてのところでございます。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

わかりました。

それと、河川浚渫の中で、私、9月議会、また12月議会でも中区の坊川ですか、あっこから上、上流についていろいろお聞きをいたしておりました。その後の経過としてどのようになっているのか答弁願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。

済みません、今のを訂正させていただきます。

中村川の門前地内、宮野の件でございます。

この件につきましては、12月議会等で答弁させていただきまして、その後、2月の委員会でも若干の経過説明をさせていただいた次第でございます。

これにつきましては、当初、準用河川の埋設ということで、その部分について対応をしておりました。なかなか当事者が動いてくれないということもありまして、合わせまして砂防指定を確認しましたところ、和東川から1,680メートル上流まで砂防河川であるということが確認できましたので、砂防施設としての内容についても若干調べさせていただきまして、その後、京都府と合同でもう一回現地に入らせていた

できました。

その結果、3月15日までに一定の浚渫をなささいということで、再度、もう少し、うちが言うてた浚渫以上に浚渫なささいということで指示を出しまして、3月10日に確認に行きましたところ、ほぼ落ちた落石について除去してくれています。

ただ、法面にあるものが落石してない分ですね、まだ乗ってる分があるんで、これは早期にのけなさいということで指導をしております。これはまた継続的に指導していくということで、砂防法でいいますと、官民の境界から30メートルの間については川以外のところも砂防法が適用されますので、この適用に合わせて民地内についても整備をするよう京都府からあわせて指導も受けながら、町としても継続的に指導していくということで、河川の稼働については整備できたかないうふうな考え方をしております。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

浚渫はできたと、このように私も現地を確認いたしました。

ところが、先ほど課長が答弁された中で、法面ですね、これは大きな雨が一雨降ると、あの法面が河川に落ちてくるというような状態がある。だから、それは指導をかけるということですね。確認だけしておきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。そのとおりでございます。民地になる部分でございますけども、これからも継続的に低廉的な監視はしておきまして、それについてはできるだけ良好な状態に一日も早くなるような方向で指導も合わせてしていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

これからもそういうことについては十分目を見ることだけお願いいたします。

終わります。

○議長（岡田 勇君）

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、私からは1問だけ質問させていただきたいと思います。

先ほどの岡本議員と同じようになるかもしれませんが、京都府が道路に黄色い線を引かれて、自動車の安全のためにやられてるということでしたんですけれども、おとついでですかね、自転車と、そして車と事故があったと、高橋のところですね。そういうことを私も見させていただきまして、そして、交通安全の観点から、副町長、こういうことが起こることは前から考えられておりましたけれども、これからこういうことがたびたび起こる可能性があるとしたらどのように考えていかれるか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

私も高橋のところの事故のときにちょうど通りかかりまして、ちょうど工事がされてたようで、事故の内容は詳しい存じてないんですけれども、自転車と車との接触事故があったということは見ておりました。

今回、馬場課長のほうからも説明がありましたように、まず木津信楽線いうのはかなり道路幅が狭い状況でございます。ほぼ昔の基準で5メートル50ぐらいの幅です

ので、そこで自転車と自動車が並行して走るといのはかなり厳しい状態です。そういったことで、今、茶いくるラインということで、自転車をできるだけ安全な方向に誘導しようということで、今、進めておられます。

岡本議員からの質問もありましたように、そういった中で、町道も利用した中で、交通量の関係とか道路幅の関係で木津署との協議の中でやっておられますので、そういった中で交通安全、できるだけ事故をなくしていこうというのが目的でございます。

ただ、課長も言うてましたように、これで完璧なものではございません。今後、できたら自転車道を整備していくといった中で、これは京都府にも強く要望して行って、道路を車、自転車歩行者と、そういったことに安全に通行できるように、今後とも行政として要望していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

これから自転車を含めて、いわゆる和東は活性化のほうに向けていこうというふうには考えられておりますけども、やはり交通の安全面というものに関しましては、行政側も、そして警察のほうも、そして町からのいわゆる例えば自転車のほうに対するマナーの呼びかけとか、そういうもののいわゆる看板の設置とか、そういうものもやはりこれから考えていただきたいと思っておりますけども、町長、どのようにお考えでしょうかね、これからもしそういうことをされるとしたら、そのことについて少しお聞きしたいです。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今も副町長も答弁いたしましたように、まず、こういったことでやはり事故を起こしてはなりませんので、なるべくそういった要望も努力もしていかなきゃなりません。そういう意味で、看板とかそういったものも含め、それが適切かどうかは別としてです、あらゆる面から努力して、いわゆるそういう喚起をしていくとか、そういうことは大事だと思っておりますので、今後もその方向に努めたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

ありがとうございます。そういう形で交通安全にも町のほうも留意していただいて、そして、活性化のほうにも向かっていけるように、できるだけよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第8号 平成29年度和東町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

起立全員です。

したがって、議案第8号 平成29年度和東町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 9 号 平成 29 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 9 号 平成 29 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 10 号 平成 29 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 10 号 平成 29 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩（午前 11 時 38 分～午後 1 時 30 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第 5、議案第 21 号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 21 号の提案理由を申し上げます。

介護保険法第 117 条第 1 項の規定により、平成 30 年 4 月からの新たな介護保険事業の運営期間に入ることに伴い、同法第 129 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき介護保険事業に要する費用等を算定した結果、保険料率の変更及び低所得者対策としての所得階層別保険料区分等を改正いたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第21号について説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第21号

和東町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月26日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、和東町介護保険条例の一部を改正する条例の条文でございます。

議長のお許しをいただいておりますので、資料No.21の新旧対照表の次のところでございますが、和東町介護保険条例の一部を改正する条例の概要に基づき説明を申し上げます。

和東町介護保険条例の一部を改正する条例の概要

1 制定理由

介護保険法第117条第1項の規定により、平成30年4月からの3年を1期とする新たな介護保険事業の運営期間となることから、同法第129条第2項及び第3項に基づき、将来人口、将来認定者の推計及び介護保険各サービス給付費等の見込みを算定し、平成30年度以降3年間の介護保険料を定めるとともに所得段階区分の見直し等に係る所要の改正を行うものでございます。

改正する条例の概要でございます。

第7条 平成30年度から平成32年度までの介護保険料額を（下表）を定めると

ともに、所得段階区分の一部を変更させていただきます。

所得段階いたしましては、第7段階、190万円未満を200万円未満に、第8段階、190万円以上を200万円以上に、同じく、290万円未満を300万円未満に。

第2項でございます。第1段階の所得区分に係る第1号被保険者の介護保険料を10%減額させていただきますして、本来の金額より下げまして、3万3,480円に軽減するものでございます。

なお、第1号被保険者の介護保険料につきましては、第1段階3万3,480円、前年度に比べまして1,320円の増となります。第2段階4万8,360円、1,920円の増、第3段階5万5,800円、2,220円の増、第4段階7万680円、2,820円の増、第5段階7万4,400円、3,000円の増、第6段階9万3,000円、3,720円の増、第7段階10万4,160円、4,200円の増、第8段階、11万9,040円、4,800円の増、第9段階13万3,920円、5,400円の増、第10段階14万8,800円、6,000円の増、第11段階15万6,240円、6,300円の増、第12段階16万3,680円、6,600円の増、第13段階17万1,120円、6,900円の増でございます。

また、第21条につきましては、文言の変更でございます。「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものでございます。

条例の施行予定日につきましては、平成30年4月1日になっております。

次ページにつきましては、前期の3年間の対比と今期第7期の介護保険料の月額を記載させていただいておりますので、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいと思いますけども、今回の介護保険料の改定も含めまして、第 7 期の介護保険計計画について、この間、いわゆる意見募集というのをされていたというふうに伺っておりますけども、その辺の結果についてまずお聞きしたいと思います。

○ 議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○ 福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

去る今年 3 月 14 日から 3 月 21 日まで、パブリックコメントを募集させていただきました。和東町役場福祉課、人権ふれあいセンター、そして和東町ホームページに掲載させていただきました。

意見につきましては、0 件でございます。

以上でございます。

○ 議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

いわゆる 1 週間ぐらいの大変短期間で今後 3 年間の保険料の根拠になる計画について意見を募集するといひましてもですね、やはり十分な期間が保障されずに、気がついたらもう終わってるような状況の中で決められるということは大変遺憾でありますし、大変、住民に対して準備不足は否めないというふうに思うんです。

今回ですね、基本的に値上げということになりますし、全体的には、いわゆる 4% ほどの値上げだと思っんですけども、額としてですね、いわゆる総額としてどの程度の値上げ幅というものを想定されているのでしょうか。

○ 議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

前期、平成27年から平成29年度の介護給付費全体に比べまして約6,000万円程度給付費がふえてくるのではないかと試算しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

給付のことを言っているんじゃないかと、保険料で集める額ですね。いわゆる仮に前期の保険料をそのまま据え置いた場合と、今回上げるわけですが、上げた場合にどの程度差があるのかということ聞いてます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

今期の新しい計画における介護保険料の収納額が約3億6,000万円ということで見込んでおりまして、約600万円住民の方からいただく金額がふえるということでございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる600万円ということですので、町のほうの財政との関係からいっても十分対応できたのではないかというふうに思います。

それで、確認ですが、第1段階の保険料の額とそれから第13段階、一番所得の高いところの保険料がありますけども、そこの関係でいいますと、大体何対何ぐ

らの比率で保険料に差があるのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

約5. 数倍という形になるというふうに理解しております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

要は、生活保護の世帯ですね、受給者の方や、また、町民税非課税世帯で公的年金等収入が、合計所得金額が80万円以下の方というところの一番低いところと700万円以上の方という一番高い方の間には5倍程度の差しかないということなんですね。

それですね、低所得層にいわゆる配慮ということでこの傾斜というものがつけられていると言われますけども、この5対1というような負担の状況ですね、差ですけども、これがいわゆる所得に応じた公平な負担だというふうに保険者としてそのように考えておられるのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

第6期保険料の算定の際に高所得者層において細分化するということで、それまでの区分の見直しをさせていただいております。

今回がその見直しの2期目ということになりますので、高所得者の金額につきましては次回の計画以降に再度検討する予定でございます。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

ということは、いわゆる今期については、まだそういう配慮はされてないということですから、いわゆる公平とは言えないということによろしいですか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど私が答弁させていただきましたのは、第6期の保険料の際に収入の多い方に対して見直しを行ったので、3年たった今、見直しをするのはいかがなものかということでございます。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

私が聞いてますのはね、いわゆる7期の分が、提案されている部分というのが一番所得が低い方と一番高い方で、いわゆる5対1ぐらいの差しかないということが保険者としてこれは公平な負担だというふうに判断されてますか、それともまだ不公平が残っているというふうに判断されてますかということ聞いております。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

当然、議会のほうに提案させていただいておりますので、現時点で公平な保険料だと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それは建前だというふうに思うんですね。このようなことを公平だなんていうふうに言ってしまったらいろんなものが誤ってくるというふうに思うんですね。ですから、ここはやはり建前じゃなくてね、ちゃんと実態から見なあかんと思うんですよ。

行政の立場からすればですね、公平じゃないものを出すわけにいかないという建前があるでしょうからこれ以上言いませんけどもね、いわゆる一番高い方で5倍しかないなんていうのは大変不公平だし、低所得層に対して重い負担になっていると思うんです。

13段階の例えば一番高い方の負担率を見ますとね、一応、700万円以上ですから、それ以上の方はふえればふえるほどどんどん比率が減っていくわけですけども、仮に例えば700万円だとしても、今回の17万1,120円というのが所得に対してどの程度の率かといえ、2.4%なんですね。一番高いのが基準額だと思いますね。ここは9.3%ぐらいだと思うんですね。一番低い第1段階のところでも、80万円以下という部分でいいますと約4.2%、仮に50万円だとしても6.6%というふうにですね、いわゆる一番負担の高い方のほうが負担率が物すごい低いわけです。一番上の方は上限がありますからこれ以上とらないいうふうになってます。だから、所得が多ければ多いほど負担率は減っていくというのがこの介護保険料の仕組みなんですね。

一番低い方はどんなに苦しくても、これだけは絶対払わなくちゃいけないということですから、こういうものを公平などと言われるのはですね、大変、公平公正を旨とされる行政としてはどういう見解をされているのかというふうに言わざるを得ないというふうに思うんです。

町長にお伺いしますけども、今、言いましたよね。大変そういうふうになると。

これは立場は別にしてですね、保険料に対するいろんな考え方とか介護保険に対する考え方は別としても、今、言いました事実の問題として、この保険料の今の仕組みは大変逆進性が強くて、低所得層に大変負担が重くなっていると、これをお認めになりますよね。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今も課長のほうから答弁があったようにですね、今、ご質問いただいているのは所得に占める率とか、そういうことで言われております。今回そういった面も踏まえて総合的に階層の中での所得段階も少し変え、どの階層に一番現実的に妥当なのかとか、いろんな総合判断をし、先ほどちょっと短いという話がありましたですけども、諮問をさせていただいて、慎重に出てきた結果がきょうこうして出されてきているものがあります。単純に、だから負担率とか所得の割合の負担率とか、そういうことでは私は割り切れない。総合的な判断でしていくべきだろうと思っております。

行政についてはこれだけではないわけでありまして、ほかの行政の制度とも絡ませながら住民の福祉を守っていくと、こういうことであろうかなと、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

総合的に判断してということは大変都合のいい言葉で、いろんなことを勘案して出されているとは思いますがね、私は事実の問題として、先ほど言ったように、実際に所得が高い人のほうが保険料の負担率は低いし、所得が低い人のほうが負担率は高いと、こういう事実に基づいて逆進性が強くて、結果として低所得層の負担率のほうが高いですねと。それは事実の問題としてお認めになりますねということを知っています。

るんです。

それが認められないからね、いわゆる福祉を守るなんて言われたけどね、そういう事実の認定さえも避けられたらですね、やっぱり今後この問題に対してどういう立場で、例えば、国に対しても、府に対しても改善を求めていくのかと。これでオーケーですというふうになってしまったら、もを。改善しなくていいってなってしまうんです。だから、やはり保険者としてご苦労はあったと思います。国の改悪ですね、いわゆる制度の改悪のもとでこういうふうにせざるを得ないとか、今、安倍政権のもとで社会保障がどんどん削られていってると。年金もどんどん削られていっていると。そういう中でですね、介護保険制度もどんどん厳しい状況に、国が財政をどんどん引き上げていくもんですからね、大変厳しい状況にあるという事情は私は重々わかっております。これは安倍政権の責任です。与党の自民党、公明党の責任です。それはそうだと思います。

しかし、保険者としてやはり責任を持っておられる以上はね、現状認識としてそういう逆進性の強い低所得層に負担の重い仕組みになってますねと、それはお認めになりますね。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今のお尋ねですが、数字の率というのはお示しさせてもらっているとおりであります。しかし、先ほど総合的という話をさせていただきましたようにですね、いわゆる保険の給付に対しての覚悟をしていかなきゃならない。そのときに所得層の高いところの占める率というのは非常に件数が少ないわけでありまして。高くてもなかなかいけない。だから、そうすればいろんなバランスから考えてやっていきますと、どの率が妥当なのか。いわゆる一番所得層の多いところに焦点を当てるという率になればですね、

それはそれなりに確保できると思いますが、所得層の少ないところに重点を置いた確保ではでき得ない。

こうしたところでどこに焦点を当てて決めていくのが大事かということになりました、今、申されますように、単純にはなかなかいきませんから、長期に3年ごと、3年ごと、3年ごとのいろいろな計画を立てるにおいて、そして短期的に見る面、そして長期的に見る面とを考えています。

当然、こういった住民の所得層も変わってきますので、先ほど課長も答弁しておりました、そういったことも踏まえて、長期の計画も立ててます。そして、短期の計画にも基づいています。こういうことで、その時点で一番総合的に判断に立って、そして審議会にお諮りし、その上において決定するというのが、私は、今の時点において、私がお示しさせていただいているわけでございますので、一番妥当な判断と理解して提案させていただいております。

それで、先ほど言われた数字から見ていくのは、私が答弁するまでもなく、計算してもらったら出てきますので、それは計算上の事実であろうかというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

計算上とそうだと、そういうふうに計算しても出ますからね、それは否定されないというふうに思いますし、そういうものだというふうにお認めになったというふうに思います。

それでですね、今回、本当に値上げが避けられなかったのかということなんですけどもね、先ほどいわゆる前期の保険料との差額でいいますと600万円ほどというふうに言われてました。これは今の和東町の財政の状況、別に楽だとは言いませんけどもね、しかし、やはりこの差額を埋める程度の予算はあるんじゃないかと思うんです

よ。やはり一般会計からの繰り入れ等もできるわけですし、これは例えばこの間、国自身も保険料が高くなってきているということで、何とかそれはそれでということで、いわゆる今回のこういう第1段階にされているようなことも多分その一環とは思いますが、要は一般財源を入れてるわけですよ、国も。それで保険料を少しでも下げなさいというふうにしてるわけですね、国自身が。だったら、町としても国のそういう一般財源からも入れて、少しでも上げ幅を下げてるということであれば、さらに町としてもそこをもう一つ埋めたら十分に今回値上げしなくてもいい提案ができたんじゃないかというふうに思うんですね。その辺、担当課としてはどう検討されたんでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

低所得者の軽減対策ということで岡本議員からご質問いただいたという形で理解をさせていただきます。

実際、平成27年度、今から3年前になるわけですが、当時、国のほうの税と社会保障の一体改革という形で消費税を5%から10%に引き上げると。その際、社会保障の分野で一定介護保険料につきましても軽減対策を図るということで、8%になった際にこの第1段階の10%の軽減の制度ができました。ここについては国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1を負担して第1段階の皆さんの保険料の軽減に充てるという制度でございます。

そして、国の当時の予定では10%になった段階で、さらに第1段階、第2段階、第3段階、それぞれ第1段階につきましては基準保険料の30%、第2段階につきましては基準保険料の50%、第3段階につきましては基準保険料の70%に低減を図るという制度でございました。しかしながら、現在、消費税の10%の値上げが凍結

されておりまして、この制度については実際どうなるかはわからない状況でございます。

一般財源の繰り入れにつきましても、当然、保険給付費につきましても国の定められた基準に基づいて一般会計は給付費の12.5%の負担をする。今回、福祉課のほうで検討させていただきましたのは、ケアマネジャー、介護保険特別会計のサービス事業勘定になりますが、地域包括支援センターの従事する職員を1人増員していただきます。これについては、当然、地域支援事業という形になれば保険料の負担も生じます。また、国・府の補助金はつきませんが、それでもやはり住民の方々からいただく保険料23%該当するというので、例えば、400万円の人件費に対しまして100万円の保険料をいただかなければならない。それはぜひ避けようということで、サービス事業勘定のほうで1人職員を充実させていただいております。これについて全一般会計のほうから負担していただくということでさせていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

大変そういう意味で努力いただいているということは理解しておりますし、理解したいというふうに思いますけども、ただ、やはり今、言いましたように、国自身は、例えば、保険料の減免とかにいわゆる一般財源を使ったらだめですよということをいろんな条件つけて抑制してたわけですよ。それでも全国の自治体ではいろんな形で保険料を少しでも引き下げるように努力されてたわけですよ。

そういう中で、今回だって6,000円を超えてくるわけですよ、わずかでも。そういう意味では、本当に保険料が、その分、年金がどんどん上がってればね、負担のほうは率が上がっていかないし、負担感も少ないかもしれないですけども、残念ながら、年金のほうは下がっていく一方だと、削られる一方だというのが現状なんです

よね。

100年安心だったはずだったんですけども、どんどん安心が不安心になっているということがあるんですけども、そういう中で、やはりこれ以上、保険料をふやさないとということで保険者として本当に最大限努力をしていただくという意味では、今、言われたような、本当にある意味、国や京都府も本当にそういうことをちゃんと見ていただきたいというふうにね、そこまでしてですよ、いろんなことを使ってでも少しでもというふうに努力している状況を国や府にもわかっていただきたいですけども、同時に、やはり町としてさらに今回の上げ幅の関係でいえば、一般会計からの繰り入れも含めてもう少しできることは十分あったというふうに思いますんでね、そこがやっぱりされてないというのは大変中途半端だったと思いますし、それが今回のこういう提案になっているというふうに思いますので、私はいろいろ努力は認めますけども、やはりもう一步の努力を私はしていただき対なと思いますので、そこは町長、最後にもう一回答弁いただけますか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今回の先ほども質問にありましたように、保険料のこの計算でいきますと、いただくのが増が600万円程度だと。しかし、給付でふえてるのが六千数百万円ふえてきている。1割に満たない中での今度の結果的には増額と見るべきだと思います。

そして、その中で、今、課長から話がありましたように、できる限り実質のところには減らさんと、やはり介護保険を和束町でも維持していくという観点から何がいいのか最大限に努力してきた結果であります。

いわゆる先ほどもありましたように、サービス勘定で見ることによって、そして、そのことの一般財源は当然見られるものだという位置づけのもとに最大限努力してまわっているところでもあります。

岡本議員もご案内のとおりですが、これとはまた別にいろんなところから一般会計から出したらどうですかというときの質問でもありました。乳児医療のときにも申されました。今回はいろいろと国会のほうでも議論いただきました。その歯どめはとまって自由になりましたが、私たちはこれだけの話ではいけません。和束町のまちは交付税に頼っているということから、一般財政の健全財政化という観点からも考えていかなければなりません。そういう観点から、出したくても出せない、こういうときがあるわけであります。その中では先ほど課長も答弁がありましたように、その範囲内でできる限りの努力を重ねてきました。これからもやっぱり努力をしていかなきゃならないと思います。

今回提案させていただいた金額で3億数千万円を保険料としていただくわけですが、その中の600万円が結果としてふえることになりました。これが多いのか少ないのかということですが、その600万円のうちに本来ならそこで入れなきゃならぬいわゆる介護サービス、先ほどもいろんな支援制度が生まれてまいりました。そういったところの介護保険で見ると保険料で要ってしまいますから、重なって申しわけございませんが、先ほど課長が答弁しておりますように、サービス勘定でもって支出してきていると。そして、その話を聞きますと400万円というところを出してきますから、実質200万円ということになるわけです。これが3億数千万円いただく金額から実質200万円というのが大きくふえたと見るのか横ばいと見るのかは私どものその数字を持っていろいろと担当課においても苦労してくれているというところをご理解いただきまして、どうか皆さん方の一層のご理解を賜りたいと、このように思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

反対です。

日本共産党の岡本正意です。

議案 21 号「介護保険条例の一部を改正する条例」に対して反対討論を行います。

第 1 に、今回の改定内容は、全体として 4% 値上げ、基準額で月額 5,950 円、年間 7 万 1,400 円を月額 6,200 円、年間 7 万 4,400 円に引き上げるものとなっている点であります。

介護保険制度のスタート時、第 1 期保険料の基準額が月額 2,500 円、年間 3 万円だったのと比較しますと、月額で 3,700 円、年額で 4 万 4,400 円もの負担増、2.48 倍にもなってしまいました。今でも十分に高過ぎる保険料を年金が年々カットされる中、これ以上値上げにすることは到底許されないと思います。

先ほど来、いろいろなご努力について答弁がありましたけども、町長にとってはわずかな値上げというふうに思われているかもしれませんが、本当に被保険者にとってみれば年金からの天引き額がふえ、また年金天引きにもかからないそういう形からの徴収額がふえ、そういう中で大変苦しい思いをされているということをやはり想像していただきたいというふうに思いますし、そういう意味からも今回の値上げは到底許されません。

第 2 に、保険料の各段階の負担率は逆進性が強く、「公平」な負担になっていない点であります。

本町の保険料は 13 の段階に分かれ、基準額を起点に所得によって調整率が掛けられ、所得段階が最も高い 13 段階は基準額比で 2.3 倍、最も低い第 1 段階は 0.45% と設定され、所得状況に応じた一定の傾斜が設けられております。

しかし、それでも所得に対する負担率が 2.4% 以下と最も低いのが最も所得が多い 13 段階の方で、負担率が最も高いのが基準額の第 5 段階で 9.3% 程度、第 1 段

階でも4%から7%台で、低所得層ほど重い負担になっていることは明らかであり、とても「公平」とは言えない状況にあることは明らかだと思います。

第3に、保険料のこれ以上の引き上げを避けるために、行政として可能な限りの努力をしてされていない点です。全く努力をされていないとは申しませんが、引き上げの結論を出す上で最善最大の努力をされたとはやはり言えません。

一般会計からの繰り入れとともに低所得者に対する独自の減免制度の整備もすべきであり、保険者として最大限の努力をしないまま、値上げを押しつけられることは許されません。

今回の改定に当たり1週間のパブリックコメントが行われましたけども、大変不十分な結果となっております。これだけ大事な問題についてしっかりとした意見聴取を今後やっていただきたい、このことを強く求めたいと思います。

現行の介護保険制度は、必要なサービス給付がふえれば、それが保険料に連動してはね上がる、そういう仕組みとなっております。サービスを受ける高齢者が多い農山村等の地域で保険料が高くなる制度的な矛盾を抱えております。これは高齢者がふえ、給付がふえることが矛盾の根本ではなく、それがわかっていながら介護関連予算を減らし続けている政府の姿勢、やり方にこそ根源があり、さらにはその矛盾をフォローすべき京都府の無策も大きな原因であります。町におかれては、介護に対する国や府の抜本的な予算拡充と取り組み強化を強く求めていただきたい、このことを最後に強く要望し、反対討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

討論はありませんか。

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

賛成です。

議案第21号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例について賛成討論をいた

します。

介護保険事業は特別会計で運営されており、介護サービスの利用がふえれば1人当たりの保険料負担はふえていきます。

平成30年度から第7期介護保険事業計画に基づき、本町の介護保険事業が進められていくわけですが、介護認定者の増加に伴い、介護サービスの利用は年々増加していきます。将来にわたって持続可能な介護保険制度を見据え、介護が必要な人に必要な介護サービスが安心して提供できるため、保険料の改定が必要になります。このことから、私は和東町介護保険条例の一部を改正する条例に賛成するものでございます。

議員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第21号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第21号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第22号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第22号の提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布

され、平成30年4月1日より施行されることとなったため、和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じ、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第22号のご説明を申し上げます。

議案第22号

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月26日提出

和東町長 堀 忠雄

裏面が改正条文でございます。

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは第2項」の次に「（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）」を加え、「第36条」を「第30条の2及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「第1号及び」を「第1号又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の和東町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規

定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた和東町消防団員等公務災害補償条例第4条第1項に規定する損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行目前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるということでございます。

次のページが新旧対照表でございます。

そのあとに答申書をつけさせていただいております。

この件に関しまして、和東町の消防委員会のほうへ諮問させていただきました。答申をいただいておりますので、朗読させていただきます。

30消委第2号

平成30年3月13日

和東町長 堀 忠雄 様

和東町消防委員会

委員長 北 昇

答申書

平成30年3月13日付け、30総務第61号をもって諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1. 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

原案に異議なし

ということです。

今回の改正につきましては、関係法令の改正によりまして、条例の根拠法令の適用条文のずれを直すものでございます。

以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第22号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第22号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第23号 和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第23号の提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴い、公営住宅法施行規則、公営住宅法施行令の一部が改正されたことにより、和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する必要が生じ、こ

ここに提案させていただくものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは議案の説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第 23 号

和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 26 日提出

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

和東町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

和東町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「省令第 11 条」を「省令第 12 条」に改める。

第 16 条第 2 項中「省令第 8 条」を「省令第 7 条」に改める。

第 27 条第 2 項中「令第 8 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

第 35 条及び第 36 条中「令第 11 条」を「令第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表を添付させていただいております。お目通しのほうをよろしくお願いたします。

この条例につきましては、先ほど町長が説明しましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の一部が改

正されましたので、条文の改正を行うものです。

審議のほうをご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

条例の中身についてはあれなんですけども、町営住宅の関係する条例でもありますので、少しだけ確認だけしたいと思います。

いわゆるこの間、町営住宅の空きといったものに対する募集ということを開いていただいているということでは思うんですけども、その辺の現状をご報告いただけますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

ただいまいただきました質問でございますけども、昨年12月に募集を開始しまして、1月上旬まで募集を行いました。募集につきましては17名の方が応募をされております。

この結果、実態調査等を行いまして、入居資格のある方を選出いたしまして、先日、入居に係る審議会を町長のほうから諮問をいただきまして、答申を受け、今月末に入居の通知をするという事務で進めております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それは今17名の方から入居応募があったということなんですけども、それは一応全員

の方が入居になるという方向でしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

全員の方ではございません。入居の中にも若干問題を抱えた方という形で、今回の対象にならなかった方が数名ございます。

高齢者住宅に3人、それから一般世帯住宅に5人ということで現在事務を進めているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回そうなりますと、8人が入居予定ということだと思うんですけども、これの人数で一定募集をかけるべき部屋というのは解消される、まだ残っているということでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

現時点では全室は詰まりません。世帯住宅が一つないし二つ残る予定をしています。それから、高齢者住宅につきましても2棟、空きがあると私のほうで判断しております。

ただ、住宅ですので、動いておりますので、出入りもございます。この関係でまた空きの部屋につきましては改めて募集を30年度に実施したいと考えております。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

町営住宅については、この間、もちろん建てかえ等の工事があったこともあるんですけども、それによるいわゆる部屋の確保であるとか、そういうことも事情があったかもしれませんが、大変長期にわたって募集をされなかったということがあって、住民の方からも、なぜあいているのに入れないのかといった声もよく聞こえていたわけですね。ですので、こういった当然といえば当然の流れですけども、いわゆるあいているというか募集すべき部屋については、また速やかに募集をしていただいて、入居いただけるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑はほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第23号 和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第23号 和束町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第24号 和束町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第24号の提案理由を申し上げます。

和東町道路線の変更については、道路法第10条第3項において準用する同法第8条の第2項の規定により議会の議決が必要となりますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第24号

和東町道路線の変更について

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成30年3月26日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

今回変更させていただきます路線につきましては、町道白栖加茂停車場線及び町道西和東木津線でございます。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

変更前の路線番号、認定路線名、起点、終点、実延長、備考の順に変更前、変更後で読み上げさせていただきます。

1 白栖加茂停車場線、和東町大字白栖小字畑福16番地地先、和東町大字白栖小

字東谷 6 1 番 1 地先、1,279.1メートル。

3 7 西和東木津線、和東町大字白栖小字内勘定 8 番 1 地先、和東町大字石寺小字向島 4 番 1 地先、2,035.6メートル。

変更後でございます。

同じく、路線番号、認定路線名、起点、終点、実延長、備考で朗読させていただきます。

1 白栖加茂停車場線、和東町大字白栖小字畑福 1 6 番 1 地先、和東町大字白栖小字東谷 6 1 番 1 地先、1,260.6メートル。

3 7 西和東木津線、和東町大字白栖小字内勘定 8 番 3 地先、和東町大字石寺小字向島 4 番 1 地先、2,096.5メートルでございます。

そちらのほうに資料 No. 24 として図面をつけております。場所につきましては、1 枚めくっていただきまして、道路線府道と東井手線の交点の部分でございます。白栖公民館の前のところの道路の改良に伴います路線の変更でございます。地番等については変更はございませんが、道路拡幅の関係上、延長が変更になっておりますので、今回、白栖加茂停車場線につきましては起点側、西和東木津線につきましても起点側の位置の変更でございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

申しわけございません。先ほど説明させていただきました資料の変更前、変更後の石寺小字向島の島が「嶋」になっております。山をとりまして「島」とさせていただきたいと思っております。

申しわけございません。訂正のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

申しわけございません。

変更前の実延長が路線番号1が1,279.1メートル、変更後は1,260.6メートル、37路線が2,035.6メートル、変更後は2,096.5メートル、いわゆる長くなっただけのことなんですか、これは。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ご説明させていただきます。

白栖加茂停車場線につきましては延長が短くなっております。

西和東木津線については延長が長くなっております。

長くなった理由につきましては、1枚めくっていただきまして、資料上でいいます右側のページを見てください。37 西和東木津線の間につきましては、一部、府道の和東井手線と重複する区間がございます。旧道がこの下に曲がり込んで入っているところの分がありますので、延長が長くなったのが理由でございます。

短くなりました理由につきましては、西和東木津線のほうが若干道を法線を役場から行きますと、石寺の方向へ向いて行きますと広く拡幅された関係で若干の延長が短くなったのが原因でございます。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第24号 和東町道路線の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第24号 和東町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから2時40分まで休憩します。

休憩（午後2時30分～午後2時40分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第9、議案第25号 和東スマートワークオフィスの使用料に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第25号の提案理由を申し上げます。

地域外の企業や人に茶畑に囲まれた農村空間で仕事ができる場を提供し、町の魅力を日常的に体感してもらいながら、多様な働き方の推進や新たなビジネスの創出を図ることを目的に、和東町体験交流センター2階に「和東スマートワークオフィス」を設置するに当たり、和東スマートワークオフィスの使用料に関する条例を制定いたしたく、今回提案させていただいた次第です。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

私からは、議案第25号についてご説明いたします。

議案書をごらんください。

議案第25号

和東スマートワークオフィスの使用料に関する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成30年3月26日提出

和東町長 堀 忠雄

本条例は3月に開設しました和東町体験交流センター2階の和東スマートワークオフィスについて、使用の目的や4月以降の使用料等必要な事項を定めるものでございます。

それでは、ページをおめくりください。

新規の条例でございますので、条文を読み上げる形でご説明申し上げます。

少々長くなりますが、ご容赦ください。

和東スマートワークオフィスの使用料に関する条例

（設置）

第1条 和東町外の企業や個人事業主等の人材を呼び込み、移住定住や新しい仕事づくりなど地域経済の活性化に取り組む施設として、和東スマートワークオフィス（以下「スマートワークオフィス」という。）を和東町大字中小字平田23番地の1に設置する。

（使用の目的）

第2条 スマートワークオフィスは、次の各号に掲げる目的のため使用することができる。

- (1) 情報通信技術を活用した起業や就業
 - (2) 情報通信技術を活用した就業形態の推進
 - (3) 会議、打ち合わせスペース等の交流
 - (4) その他町長が必要と認める事業
- (施設の管理・運営)

第3条 スマートワークオフィスの管理・運営は、和東町より和東町スマートワーク・イン・レジデンス事業支援業務の委託を受けた個人又は事業者等（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(使用料)

第4条 施設の使用者は別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 町長は、次に定めるところにより、前条に定める使用料を減免することができる。

- (1) 和東町が主催又は後援する事業
- (2) その他町長が必要と認めた場合

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は次に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる

- (1) 公用又は管理上の都合により、使用許可を取り消した場合
- (2) 天災その他不可抗力の事由により、使用できなくなった場合
- (3) その他町長が必要と認めた場合

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、スマートワークオフィスの目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(入館の制限等)

第 8 条 町長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれが認められる者又は違反した者に対し、施設への入館を拒み、又は施設からの退館を命じることができる。

(原状回復の義務)

第 9 条 使用者は、その使用を終了したとき、または退館を命じられたときは、直ちに当該施設等を現状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 10 条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

おめくりください。

別表。

区分、1 事業者、単位 1 日、使用料金 1,000 円。

区分、1 事業者、単位 3 時間、使用料金 500 円、延長する場合は 1 時間ごとに 300 円。

以上でございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 (岡田 勇君)

これから質疑を行います。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

幾つかだけ確認させていただきます。

今回、体験交流センターの2階の部分を改装されて、こういった事業所の誘致をされるわけですが、いわゆるそういった中で町が言われるように、雇用の創出であるとか、また移住のきっかけになるとかいうことで生かせるようになれば大変いいことだというふうに思うんですけども、ただ、確認だけしておきたいのは、ここを利用するであろういわゆる起業や就業、いろんな形態の業者、事業所が考えられると思うんですけども、やはり今こういういろんな状況の中で大変悪質な業者とか、いろんな詐欺であるとか、インターネットを使った悪い意味での事業ですね、そういったものを展開するような事業所も多数世の中にありますし、そういうところがもしこういった場を利用された場合は大変イメージのあれにもなりますし、大変悪い影響になると思うんですけども、その辺のここを使っていただく上での事業所の選定であるとか、またその後の活動の一定の把握であるとかいうのはどのようにお考えでしょうか。

○ 議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○ 地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

利用者の資格といいますか、そういったところの審査についてでございますけども、実際の今のところはですね、そこまで悪質な業者かどうかというのを事前の段階で見きわめるといのは相当難しい状況でありまして、やはり事業を進めていく中で何か影響が出た場合はお断りするということになると思うんですけども、門前でそれをお断りということはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○ 議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

もちろん私は悪質な業者ですという顔をして来られることはないというふうに思いますし、実際に事業をされていてもですね、それがいわゆる悪質だというふうに判断するだけのものをある意味、誰にもわかるような形でやられることはないと思うんですよね。そういう意味では難しい面はあると思うんですけれども、ただ、やはり公の施設を利用していただいて、そこを一定安い料金で使っていただくということですから、やはり住民の方の税金によってつくられた施設、また整備された施設を使われる以上は、やはり優良な事業所に使っていただきたいというように思うんですね。

そういう意味では、今、事前でその辺をチェックするのは難しいという話がありましたけれども、一定いろんな応募があった場合に、いろんな面でのチェックポイントとか貸す上での基準であると思いますので、そこはもう少し部分を定めていただいて、できるだけそういったものがわかるのであればわかるような仕組みもつくっていただいたほうがいいんじゃないかというように思うんですけれども、その辺もう一度お願いします。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

そちらの運用に関しましては、議員からご指摘がありましたように、やはりそういった悪質な業者が利用した場合はすぐに出ていっていただきますように、こちらのほうにも一応条例のほうではそのように定めておるんですけれども、どのようにしたやり方というのは、委託事業者のほうとも十分意思疎通を図ってですね、注意喚起をして進めてまいりたいと思いますので、本当に運用しながら、走りながら細かなところとこののを定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

やはりこういうところで何か悪いことしたろうかみたいなことで来られる方は余り考えられない面もありますけども、ただ、やはり一定条件のいいところで借りれるのであればということではいろんなことが想定もされると思います。

もちろん何かあった場合に退去いただくとかいうことは当然なんですけども、そういったことが起こった場合は必ず地元の方にも迷惑がかかったりとか被害が出たりということも想定されます。ですので、そういったことが本当にならないように行政としては貸す立場としてはぜひ万全を期していただきたいと思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

スマートオフィスについてなんですけども、これは3月1日から準備段階としてオープンされていると理解しているわけなんですけども、その中で使用された方が、こういうことを改善してほしいとか、そういった質問内容等々ございましたらお聞かせいただけますか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

3月からのオープンした後の状況なんですけども、まず、あしたに実は1社お試しで使いたいという方がおまして、あともう1社もあした午前中に見学に来られます。

今ちょうど1時半からなんですけども、近畿経済産業局がこういった施設の見学ということで来られてまして、昨日の3月20日に京都市内でその働き方改革セミナーと称しまして、テレワークの推進と、それとスマートワークオフィスの宣伝という形でやらせてもらったんですけども、45名の参加がおられました。半分ぐらいは行政の関係だったんですけども、残り半分は民間の事業者でありまして、私ども非常に民間からの引き合いというのがどうなのかというのは疑問だったんですけども、実際のところでいくとですね、和東町の景観のすばらしさというのは非常に私どもが考えている以上に注目を浴びているところでありまして、なかなか期待できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

1番、岡田議員。

○1番（岡田泰正君）

スマートワークオフィスの中心的なものが働き方の改革である。その中で時間の節約じゃなくて生産性を上げるというのが一つのポイントの中のキーワードであろうと思うんですね。だから、今おっしゃったように、民間からどのような方の引き合わせがたくさん応募してこられるのか、そこが一つのポイントになってこようと思うんですね。だから、その辺を私も非常に心配しているわけなんですけれども、だから、先ほどの試行錯誤の中でどのような反応があったのかお聞きしたかったわけなんですけれども、その中で、運営で管理者ということが出ておりますけれども、これは近畿日本ツーリスト京都支社という形で位置づけさせていただいてよろしいですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

1年目の委託事業者としまして近畿日本ツーリストの京都支店という形になっております。

こちらの委託事業者に関しましては、管理事務所に関しましては、複数年で運営していただけたということが一つの条件として最初のプロポーザルをさせていただきました。委託料としてお渡ししているんですけども、あくまでも補助金的な委託料でありまして、年々、委託額というのを減らしていきまして、最終的には自活していただくというふうな格好にしておりますので、来年度以降も近畿日本ツーリストさんの京都支店のほうで運営委託をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第25号 和東スマートワークオフィスの使用料に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第25号 和東スマートワークオフィスの使用に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡田泰正議員。

○ 1 番（岡田泰正君）

それでは、提案理由をさせていただきます。

発議第 1 号 建設事業者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書について提案理由を申し上げます。

石綿は 90 年代に大量に輸入され、用途の 8 割以上が吹きつけ材や屋根などの建材に使用された。建設を加工する現場で石綿繊維を含む粉じんが大量に発生し、資材に含まれるアスベストの粉じんを吸い、健康被害を受け、中皮腫や肺がんなどを患った石綿疾患の潜伏期を考えれば、今後も健康被害は続くだろう。

2006 年にできた石綿健康被害救済法で療養手当などが支給されるようになった。だが、まだまだ指定疾病の範囲や給付金が不十分であり、認定を受けるのも厳しい。国やメーカーなど新たな基金の創設を、また 1 人親方の救済とあわせて見直しを望まれるところから、今回、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げさせていただきます。

発議第 1 号

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき提出します。

平成 30 年 3 月 26 日

提出者 和束町議会議員 岡田泰正

和束町議会議長 岡田 勇 様

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっている。現在でも、建物の改修・解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民の被害が広がる現在進行形の公害となっている。

東日本大震災で発生した大量のがれき処理についても被害の拡大が心配されている。欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害が出ているのに比べ、日本では、建設業就業

者に最大の被害者が生まれていることが特徴である。これは、輸入された石綿の80から90%が建設資材に使用され、日本では建築基準法などで不燃化、耐火工法として石綿の使用を進めてきたことに大きな原因がある。

建設業は重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災認定にも多くの困難が伴い、認定されないことが多々あるほか、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償も充実していないことが実態である。

国は2006年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させ、その後も医療費・療養手当の支給対象期間の拡大等の改正を行っているが、補償内容としては不十分なもので、被害者及びその遺族の生活も含めた補償の充実や救済基金の拡充など、制度の抜本改正を求める声が上がっている。

石綿による疾病は30年から40年という長期間経過したのち発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例がある。

2012年の東京地裁判決、2014年の福岡地裁判決、2016年の大阪地裁判決、京都地裁判決はいずれも国の責任を認め、京都判決では、建材メーカーの責任を認めるものとなった。しかし、被害者の苦しみは今なお続いており、早期に労働災害が認定されることは、発症した建設業従事者にとって大きな支えとなるものである。また、多くの被害者が発生している建設業従事者に対する救済が図られることで全てのアスベスト被害者に対する問題解決に波及するものとする。

よって、国に対し下記の事項を要請するものである。

記

建設従事者におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

国土交通大臣 石井 啓一 様

環境大臣 中川 正治 様

京都府相楽郡和束町議会

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書は、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発議第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求め
る意見書は原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第2号 生活保護の削減に反対し充実を求める意見書を議題とい

たします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○ 6 番（岡本正意君）

発議第 2 号 生活保護の削減に反対し充実を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

生活保護制度は我が国における唯一かつ最終のセーフティネットであるとともに、その基準はさまざまな他の制度における実施や救済措置等の基準に連動するもので、制度の後退・削減は保護受給者のみならず全ての住民の生活に影響します。格差と貧困の広がりが深刻化し、とりわけ未来を担う子供たちの中での貧困が進行する中、生活保護制度の果たす役割はますます重要となっており、政府が進める保護費削減や制度改悪は許されません。

以上の理由から本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第 2 号

生活保護の削減に反対し、充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき提出します。

平成 30 年 3 月 26 日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 岡田 勇 様

生活保護の削減に反対し充実を求める意見書

政府は 2004 年からの高齢加算の段階的廃止、2013 年からの生活扶助基準の削減、2015 年からの住宅扶助基準・冬季加算の削減に続き、2018 年 10 月から生活扶助基準や母子加算を段階的に減額することとしています。生活扶助費の減額幅は最大で 5%、母子加算の減額幅は平均 2 割となり、およそ 67%もの世帯が減額

となります。

京都府内での子供の貧困率は17.2%と全国でも高く、格差と貧困の広がりが極めて深刻です。受給額の削減根拠として、最も所得が低い下位10%の層の消費実態との比較均衡が挙げられていますが、比較対象とされている低所得者層の中には生活保護水準以下の収入しかない世帯が多く含まれており、それを削減の根拠とすること自体が誤りです。

また、生活保護基準は、最低賃金、住民税非課税基準、就学援助などの多種多様な低所得者に対する救済政策と連動していることから、生活保護基準の引き下げは生活保護利用者の生存権を侵害するとともに、住民生活全般にも大きな影響を及ぼすこととなります。

今、政府がやるべきことは生活保護基準の引き下げではなく、低所得者の生活水準を引き上げることこそ必要です。

よって、政府におかれては、生活保護基準の引き下げ、削減を中止し、引き上げ、充実を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月26日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 2 号 生活保護の削減に反対し充実を求める意見書について賛成討論を行います。

貧困と格差の広がりのもと、最後のセーフティネットとされる生活保護基準を連続的に引き下げる安倍政権に対し、国民から厳しい批判の声が上がっています。生活保護基準引き下げは子供の貧困対策に逆行し、府民生活、住民生活全体に広く深刻な影響を及ぼします。就学援助、技能習得への支援基準、高校の通学費補助基準などに直接影響し、また、住民税非課税基準にも連動して、保育料や国保料、国保税、介護保険料や利用料、障害者サービスなどの利用者負担、府営住宅や町営住宅入居基準など、まさに暮らし全体が切り下げられることにつながるものです。

生活保護基準引き下げは中止し、憲法 25 条に基づく国民の権利として生活保護法を「生活保障法」にし、必要としている国民が本当に使いやすい制度にすることが、今、求められています。

そもそも意見書にもありますように、意見書では、受給額の削減根拠として最も所得が低い下位 10% の層の消費実態との比較均衡が挙げられておりますというふうに書いておりますけども、そもそもこれらの層は生活保護を需給する世帯であります。そういう世帯が実際に生活保護を受けられていないというのが今の日本の実態です。

実際に日本では補足率というものが 10% 台に落ち込んでおりまして、欧米に比べましても大変低い状況にあります。日本では今から 12 年前に認知症の母の介護をさ

れていた50代の男性が生活保護の申請を行政から断られて、追い詰められた上に母親をその手で殺してしまうといった痛ましい事件がありました。これは京都での話です。その事件の判決を下した裁判官は、その事件の内容にかんがみて生活保護制度のあり方という問題について触れられ、大変異例な判断を下されたと聞いております。

それから10数年がたっておりますけれども、むしろ生活保護制度というのはよくなるどころかますます厳しい制度になっているのが実態です。

そういった意味からも、今、政府がやるべきことは、一番弱い立場にあるこういった層が受けられる生活保護の基準を削減するといった冷酷なやり方ではなく、むしろセーフティネットをしっかりと強化していく生活保護の充実と拡大・拡充していくことこそ求められているのではないかと思います。

以上の点を指摘し、賛成討論といたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第2号 生活保護の削減に反対し充実を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第2号 生活保護の削減に反対し充実を求める意見書は否決されました。

日程第12、発議第3号 「過労死」を生まない社会の実現を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

発議第3号 「過労死」を生まない社会の実現を求める意見書の提案理由を申し上げます。

「働き方改革」が叫ばれる発端となったのは、大手広告会社である電通における入社したばかりの若い女性社員の過労自殺という痛ましい事件がきっかけでした。その教訓を生かし、二度とこのような悲惨なケースを生まない、過労死のない社会を実現する、それがこの働き方改革の原点だったはずでした。

ところが、安倍政権が国会提出を今も狙っておりますが、「働き方改革一括法案」はまさに「過労死を生まない社会の実現」とは全く逆行したものであり、到底許されるものではありません。法案提出を断念させる立場から、本意見書を提出いたします。それでは、読み上げまして提案いたします。

発議第3号

「過労死」を生まない社会の実現を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成30年3月26日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 岡田 勇 様

「過労死」を生まない社会の実現を求める意見書

安倍政権が法案提出を目指している「働き方改革」一括法案は、長時間労働を野放しにする裁量労働制の拡大、「残業代ゼロ制度」の導入、過労死水準の残業の合法化など、人間らしい働き方や過労死のない社会を願う労働者、国民の声に反する内容となっています。

国会審議を通じて裁量労働制拡大の根拠となるデータが虚偽であったことが明らかになり、政府は裁量労働制を法案から除外せざるを得なくなりましたが、その一方で、残業代ゼロ制度である「高度プロフェッショナル制度」の導入には固執しています。この制度について政府は、「年104日以上を義務づける」としていますが、

年次有給休暇以外の労働時間規制を全て適用除外にするなど、「定額働かせ放題」で長時間労働を強いるものであることを政府は否定できませんでした。残業代ゼロ制度は、「スーパー裁量労働制」と評されるように、根は同じであり、撤回しかありません。

今、必要なのは労働時間の規制であり、実際に働いた労働時間を把握する義務の法定化、インターバル規制の導入など、働く人の健康と命を守り、過労死を二度と生まない社会を実現するための抜本的な法改正です。

よって、府におかれては法案提出を断念するとともに、裁量労働制の拡大や残業代ゼロ制度の導入を撤回し、過労死のない社会の実現に責任を持って取り組むよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月26日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 3 号 「過労死」を生まない社会の実現を求める意見書について賛成討論を行います。

安倍政権が最重要法案として国会提出を狙う「働き方改革」一括法案は、裁量労働制拡大のほか過労死基準を超える月 100 時間までの残業を可能にする「上限規制」、残業代ゼロ、いわゆる高度プロフェッショナル制度導入などが柱です。

国会審議を通じてデータ虚偽・捏造などが明らかとなり、裁量労働制は法案から削除されましたが、法案の危険性が消えるものではありません。安倍首相は、財界の要求である「高度プロフェッショナル制度」の導入に固執していますが「専門職」について年次有給休暇以外の労働時間規制を全て適用除外とするものであり、「年 104 日以上」の休日を義務づけるといいますが、全く歯どめにはなりません。裁量労働制と同じ虚偽データを用いて議論してきたため、提案の道理も全く失われております。

全国過労死を考える家族の会が、「これ以上、私たちのような遺族、犠牲者をつくらないでほしい」と家族の命を奪われた悔しさを訴えておられます。この声に応え国会では野党 6 党が一致して、裁量労働制とともに「高度プロフェッショナル制度」も削除を求めています。

「定額働かせ放題」で長時間労働を強い、過労死を促進する仕組みは撤回以外にはありません。「過労死」や「過労自殺」の危険は、今や誰もが抱えている問題であり、いつ当事者になるかわかりません。「働き方改革」は、本来、その危険を取り除き、根絶するものでなければ意味を成しません。しかしながら、政府が準備している法案は、過労死をなくすというどころか、ますますそれをふやし、深刻にする内容であり、過労死を合法化することにもつながりかねません。

安倍総理などは残業時間の上限を初めて法制化するなどと誇らしげに言われておりますが、その助言をといたしましても、過労死ライン 80 時間をはるかに超える 100

時間を上限にすることでは、これでは今まで違法だった長時間労働を合法化し、お墨つきを与える法律としかありません。

今回の働き方改革法案を歓迎し、その成立を強く願っているのは労働者ではありません。財界・大企業の側です。裁量労働の対象拡大や、またいわゆる残業代ゼロ制度、高度プロフェッショナル制度も財界・大企業が要望し、それを取り入れたのが今回の法案です。まさに働き方の改革ではなく働かせ方の改悪というふうに言われても仕方がありません。

このような意味からも、今、意見書で述べておりますように過労死を生まない社会の実現を求める、そういった意味での法改正を強く求める立場から、本意見書に賛成いたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第3号 過労死を生まない社会の実現を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第3号 過労死を生まない社会の実現を求める意見書は否決されました。

ただいまから暫時休憩いたします。

議員の皆さんは全員協議会を開催しますので、委員会にご参集を願います。

休憩（午後3時23分～午後4時26分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

副議長、岡田泰正議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって岡田泰正議員の退場を求めます。

(岡田泰正議員退場)

○議長（岡田 勇君）

職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（島川昌代君）

失礼します。

それでは、朗読させていただきます。

平成30年3月26日

和束町議会議長 岡田 勇 様

和束町議会副議長 岡田泰正

辞職願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

お諮りします。

岡田泰正議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、岡田泰正議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

(岡田泰正議員入場)

○議長（岡田 勇君）

岡田泰正議員の副議長辞職を許可することに決定しましたので、岡田泰正議員にこの旨告知いたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（岡田 勇君）

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（岡田 勇君）

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

白票は無効票といたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（岡田 勇君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長（岡田 勇君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員、立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（岡田 勇君）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票8票、無効投票2票です。

有効投票のうち吉田哲也議員6票、小西 啓議員1票、井上武津男議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、吉田哲也議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（岡田 勇君）

ただいま副議長に当選された吉田哲也議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

吉田哲也議員、副議長選任のご挨拶をお願いします。

○副議長（吉田哲也君）

失礼します。

ただいま皆様方のご推挙をいただきまして、副議長という重役をあずかりました。

何分、浅学非才でございます。明るい和束町と議会の円滑を議長の補佐役として一生懸命頑張っていきたいと思っております。また、皆様方のご協力とご鞭撻をよろしくお願ひします。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議は議事進行上、会議時間を延長します。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後4時43分～午後5時11分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました日程第1号の1を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、日程第1号の1を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

お諮りいたします。

変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

その議席番号及び氏名を局長に朗読させます。

○事務局長（島川昌代君）

失礼します。

それでは、議席番号と氏名を朗読いたします。

議席番号、氏名の順に朗読いたします。

1番、吉田哲也議員、2番、藤井清隆議員、3番、村山一彦議員、4番、井上武津男議員、5番、岡田泰正議員、6番、岡本正意議員、7番、畑武志議員、8番、竹内きみ代議員、9番、小西啓議員、10番、岡田勇議員、以上でございます。

○議長（岡田勇君）

なお、氏名柱の議席番号については、次期定例会までに記入させていただきますので、ご了承願います。

日程第4、議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

本日、小西啓議員、岡田泰正議員から、一身上の都合により、議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

地方自治法第117条の規定によって、小西啓議員、岡田泰正議員の退場を求めます。

（小西啓議員、岡田泰正議員退場）

○議長（岡田勇君）

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、小西 啓議員、岡田泰正議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

(小西 啓議員、岡田泰正議員入場)

○議長（岡田 勇君）

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後 5 時 1 6 分～午後 5 時 2 4 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

追加日程第 5、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、井上武津男議員、畑 武志議員を指名したいと思います。

指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、井上武津男議員、畑 武志議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会運営委員会の委員長の選任をお願いいたします。

場所は議長室で行います。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後 5 時 2 5 分～午後 5 時 3 1 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

議会運営委員会の委員長に畑 武志議員が就任されましたので、報告します。

追加日程第 6、相楽郡広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本日、小西啓議員から相楽郡広域事務組合議会議員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽郡広域事務組合議会議員には吉田哲也議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました吉田哲也議員を相楽郡広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉田哲也議員が相楽郡広域事務組合議会議員に当選されました。

追加日程第 7、相楽東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

本日、岡田泰正議員から相楽東部広域連合議会議員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法については議長において指名することにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽東部広域連合議会議員には岡本正意議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました岡本正意議員を相楽東部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡本正意議員が相楽東部広域連合議会議員に当選されました。

日程第13、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異

議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

平成30年第1回和束町の定例議会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきますと思います。

最初に、本議会で一部議会の人事の構成がえが行われました。吉田副議長さんにはまた今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

議運には畑議員が就任されました。今後ともよろしくお願ひいたします。

また、これまでの副議長として岡田議員にはいろいろとお世話になり、小西議員には議運の中でもいろいろありがとうございました。今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そして、本定例議会には平成30年度各種会計の予算、そして補正予算、また人事案件、それから条例の改廃等について提案させていただきましたところ、いずれも原案どおりご承認、またご同意をいただきましてありがとうございます。

30年度の予算でご審議いただきましたように、今年度は本当に犬打峠のトンネル化の実現を目指したまちづくりの第一歩としての予算にもなっております。また、合

わせまして、子育てに優しいまちづくりとして一歩前進をさせていただきました。さらには、和東町のまちづくりにとって非常に重要であり、住民からも日ごろから言われたおりました町史の編さんについても本年度から再スタートし、完成を目指したいと、こういう年にもなったわけであります。

どうか議員におかれましては、これからも行政にご協力、また、ご尽力賜りますことと合わせまして、今後の議員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げまして、甚だ簡単でございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

今後ともどうかひとつよろしく願いたします。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

これもちまして、平成30年和東町議会第1回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後5時39分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 30 年 3 月 30 日

和東町議会議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 藤 井 清 隆

〃

和東町議会議員 岡 田 泰 正